

事 案 調 書 (決 定 会 議)

審議日 令和7 年 2 月 28 日

案 件 名	放課後の子どもの居場所の確保に向けた今後の取組について						
所 管	こども・若者未来	局 区		部	こども・若者支援課	課 担当者	内線

事案概要

近年の共働き家庭の増加等、子どもたちを取り巻く社会環境が変化する中で、全ての子どもたちが安全・安心に過ごせる放課後の子どもの居場所の確保を総合的に進める必要があることから、受入年齢を6年生まで段階的に拡大するとともに、出欠連絡システムの導入により利用者の利便性の向上や職員の負担軽減を図るため、育成料の改定を行う。
また、民間児童クラブと連携して待機児童対策を図る必要があるため、補助金の見直しを行う。

審議事項 (庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	放課後の子どもの居場所の確保に向けた今後の取組について(令和8年度～) (1)市立児童クラブの受入れ年齢の拡大(小3→小6) (2)出欠連絡などのシステム導入(出欠、入退室管理→ICT化) (3)市立児童クラブ育成料の改定(5,300円/月→6,100円/月、夏季8,000円) (4)民間児童クラブ事業者への補助金の見直し(市独自体系→国基準に合わせる)
審議結果 (政策課記入)	○継続審議とする。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	児童クラブの安定的運営、放課後に子どもたちが安全・安心に過ごせる場所の確保できる。					
	効果測定指標	市立児童クラブでの4年生までの受入れクラブ数			施策番号	2	
		R6	R7	R8			
	事業効果 年度目標	11	11	46			

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施 内容	庁内調整	予算査定	事業実施				
		6月 こども文教部会					
		9月議会 条例改正議案					
		9月議会 ICT化補正予 算要求					

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
事業費(民生費)			35,700	199,600	193,200	193,200		
うち任意分								
特財								
国、県支出金			23,800	133,067	128,800	128,800		
地方債			0	0	0	0		
その他			0	0	0	0		
一般財源		0	11,900	66,533	64,400	64,400		
うち任意分								
捻出する財源※2			0	50,300	50,300	50,300		
一般財源拠出見込額		0	11,900	16,233	14,100	14,100		
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要	育成料改定に伴う収入の増額により、利用者負担額の不足部分に充当していた同額の一般財源を本事業の財源とする。							
税源涵養(事業の税収効果)								

育成料改定の有無、民営化の状況により変動するため、現時点では不明

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工※	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工概要								

SDGs 関連ゴールに○	1 貧困をなくそう	2 健全な食生活を実現しよう	3 健康と長寿を促そう	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 再生可能エネルギーを普及させよう	8 働きがい、経済成長、雇用を創出しよう	9 産業と雇用革新を加速させよう
				○					
	10 人や国の不平等をなくそう	11 持続可能な都市を築こう	12 つくばない、減らそう、リサイクルしよう	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう	

日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	R7.9	定例会議	報道への情報提供	資料提供
	パブリックコメント	なし		時期		議会への情報提供	部会	R7.6

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
決定会議 (令和6年4月11日)	放課後の子どもの居場所の確保(市立児童クラブ育成料等改定と受入年齢拡大)について⇒年齢拡大に伴う受け皿拡大の事業を別途調整(継続審議)
関係課長打合せ会議 (令和6年7月22日)※1	民間児童クラブ事業者への運営等補助金を国基準へ見直すことについて⇒補助金の見直しについては民間事業者の募集等の準備期間を考慮し、先行し要綱改正を行い、令和8年4月からの適用を開始する。また、放課後の子どもの居場所の確保に向けた取り組みのパッケージとして庁議に諮るか、個別に諮るかは、別途調整。
関係課長打合せ会議 (令和6年7月29日)※2	民間活力の導入の一環として、公立児童クラブに入退室管理や出欠連絡のできるシステムを導入(ICT化)することについて⇒公設民営化の実施の有無や時期などを考慮して導入時期を決定する。
関係課長打合せ会議 (令和6年11月19日)※3	放課後の子どもの居場所の確保に向けた今後の見直し方針について⇒応援条例の関係や予算要求など総合的に判断し、令和7年6月部会、9月議会上程にスケジュールを変更。
関係課長打合せ会議(令和6年12月25日)	放課後の子どもの居場所の確保に向けた庁議の進め方について⇒9月議会での条例改正、9月補正でICT化の予算要求のセットという考え方のままでスケジュールを進めていく。

備 考

※1 政策課、経営監理課、総務法制課、財政課、こども・若者政策課

※2 政策課、経営監理課、DX推進課、情報公開・文書管理課、人事・給与課、財政課、契約課、こども・若者政策課

※3 政策課、経営監理課、DX推進課、総務法制課、人事・給与課、財政課、教育総務室、学校教育課、学校施設課、こども・若者政策課

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の 主な議論 (R6.3/22)	【育成料等の改定について】 ○(経営監理課長)育成料の改定については、利用者負担の適正化を図るために実施するものであり、新たな事業を始めるための財源確保策として料金を改定するものではないため、表現を工夫してもらいたい。 →(こども・若者支援課長)承知した。 ○(総務法制課長)口頭での説明はあったが、民間の児童クラブの育成料が資料内に入っている方が審議しやすいのではないか。 →(こども・若者支援課長)資料に追加する。 ○(人事・給与課長)待機児童対策として会計年度任用職員の増加も想定されるが、そうした経費の増加分も育成料の改定による収入増加分で対応できるのか。 →(こども・若者支援課長)すべてを対応することは難しい。現行の体制に捉われず、放課後児童クラブの民間委託なども含めて、その財源を活用した検討を進めていきたい。 【条例改正について】 ○(総務法制課長)条例に関して、受入れ年齢を小学6年生まで引き上げる改正をすることが望ましいと考えている。詳細は今後、調整させていただきたい。また、新しい事業に対応しやすいように規則、要綱等での規定を検討するとしているが、どのようなものをイメージしているか。 →(こども・若者支援課長)現在、複数校で実施している放課後子ども教室と放課後児童クラブとの統合などを想定しており、統合した場合、利用形態によって料金が異なることが想定されるため、こうした新たな制度設計を柔軟に行えるようにすることなどを想定している。 →(総務法制課長)あくまで料金は条例で定め、見直しを3年に一度行うことが望ましいと考えている。規則や要綱等での規定も検討の余地はあるが、現時点では表現を工夫していただきたい。 【事業経費について】 ○(財政課長)総合計画推進プログラムに予算計上している経費の使途は何か。 →(こども・若者支援課長)放課後児童クラブの待機児童対策のため、学校に余裕教室が生じた場合の改修費用などを予算計上しており、今回の提案内容が含まれているものではない。 《原案のとおり上部会議に付議する。 ただし、庁議の意見を踏まえ資料を一部修正すること。》
決定会議の 主な議論 (R6.4.11)	【市立児童クラブ育成料等の改定について】 ○(財政課長)育成料を1,200円ずつ2年間で引き上げることは、市民にとってインパクトがあると考え。3年間であれば、毎年800円ずつになるが、2年間とした理由について伺う。 →(こども・若者支援課長)行財政構造改革プランにおける利用と負担の適正化では、差額が生じた場合、その差を1.3倍以内としており、その範囲内に収まる金額として、今回の内容を提案させていただいた。質問のとおり、3年間で引き上げということもできるが、次の改定時にも、物価高騰・賃金上昇等の影響により引き上げる可能性が高く、4年・5年と続けての引き上げを避けるため、2年間とした。 ○(総合政策・地方創生担当部長)延長育成料の改定は、1回で400円引き上げということによいか。 →(こども・若者政策課長)そのとおりである。実績値を根拠としており、月1～3回の利用が50%以上で、利用実態が少ないことから1回での引き上げとしている。 →(総合政策・地方創生担当部長)育成料の国・県・市の負担割合は1/3ずつということによいか。50%に満たない部分も3者で負担するということか。 →(こども・若者支援課長)そのとおりである。 →(総合政策・地方創生担当部長)今回の育成料の改定により、利用者と国・県・市の負担割合は1/2になると考えるが、資料2ページでは、利用者の割合が49.7%となっている理由は。 →(こども・若者支援課長)100円未満を切り捨てたことによるものである。 【条例改正について】 ○(総合政策・地方創生担当部長)条例改正の考え方について、改めて伺う。 →(こども・若者政策課長)今回の条例改正において、受入年齢を6年生まで拡大する内容とするが、実際は段階的な拡大となるため、附則等にその内容を謳うことを考えている。 ○(総務局長)平成30年度から一部の児童クラブにおいて、モデル事業として4年生までの受入を実施しているが、利用実態と条例改正の考え方については、整合を図った上で取り組んでいただきたい。

つづき
決定会議の
主な議論
(R6.4.11)

【受入年齢拡大に向けた考え方について】

○(総務局長)本市は公設公営で児童クラブを運営しているが、対象年齢を拡大した場合、待機児童が増加することが見込まれ、場所や人員も限られている中では、民間活力を積極的に活用した検討が必要ではないか。また、受入年齢を拡大したが、実態として利用することができないといったことが生じるのではないかと。今後、どのような取組を考えているのか伺う。

→(こども・若者支援課長)場所の確保については、小学校との連携が不可欠である。しかし、少人数学級や特別支援級が増加傾向にある中で、学校からは教室を戻してほしいとの声が上がっている。他市ではあるが、下校時間が早い低学年の教室を下校後に切り替え、教室確保に努めている例がある。また、人員の確保については、民間の派遣会社を一部利用したり、昨年度からはシルバー人材センターに依頼し支援員の確保に努めているが、厳しい状況下に置かれている。政令指定都市の中で児童クラブの公設公営は、本市、熊本市、広島市の3市のみとなっており、今後、効率的な運営をしていくためには、民間活力を導入した運営が必要であると考えている。

→(総務局長)受入年齢の拡大については、受け皿があって初めて実施できる施策だと考えるため、スピード感を持って取り組んでいただきたい。

【他市の児童クラブ育成料と延長育成料について】

○(財政担当部長)説明資料11・12ページについて、公設公営と公設民営ではサービス内容等が異なり、金額での単純比較ができないため、見せ方の工夫が必要ではないかと考える。

【その他】

○(市長公室長)現在、こども・若者未来局において、「(仮称)子育て世代応援条例」の検討を進めているが、どのようなスケジュールとなっているか。

→(こども・若者政策課長)令和7年1月1日の施行を目指し取り組んでいる。

→(市長公室長)議会への情報提供等について、今回の事案と重なる部分があるが、そのことについて意見を伺いたい。

→(総務局長)条例を制定した上で、サービスが充実するということを打ち出せばよいが、育成料等を引き上げ、待機児童が増加する可能性があるということをどのように説明していくのか懸念がある。

→(政策課長)条例を制定し新たな施策を展開する際に、育成料等を改定しないという議論が生じる可能性があると考えている。本来収入として入ってくる育成料に注力すべきか、こども施策に対して注力すべきか。また、改定しなかった場合は現行と何も変わらないため、インパクトとしてあるのかないのかなど、様々な検討が必要となるため、ここで育成料等を改定することも選択肢の一つであると考えている。

→(市長公室長)「(仮称)子育て世代応援条例」は、いつ頃庁議に諮るのか。

→(こども・若者政策課)現在、審議会に諮問しており、6月に答申をいただく予定となっているため、7月の庁議を考えている。

→(総務局長)「(仮称)子育て世代応援条例」の制定と合わせて実施できる施策はあるのか。

→(こども・若者支援課長)改定による財源を活用して、職場環境のDX化や民間児童クラブへの補助金見直しなど、子育て施策のパッケージを検討している。しかし、資料において、育成料等を改定することと、今後の事業展開に結びつきがなかったと考える。

→(総務局長)パッケージとして今後の事業展開を検討しているのであれば、利用者の負担と負担することによる効果を合わせて示した方が、理解を得やすいのではないかと考える。

→(市長公室長)この事案については、引き続き、決定会議で審議させていただきたい。パッケージが整った段階で改めて調整させていただきたい。

<<継続審議とする。>>

調整会議の
主な議論
(R7.2.13)

【受入れ年齢拡大について】

○(経営監理課長)受入れ年齢の拡大について、拡大の方針は前回の決定会議で承認されているのか。

→(こども・若者支援課長)継続案件となっており、まだ何も決まってははいない。今回の庁議で承認されれば、6年生までの受入れを条例に規定する考えである。

→(経営監理課長)現行のモデル事業は、4年生までの受入れか。

→(こども・若者支援課長)相模湖地域の児童クラブのみ、6年生まで受入れている。

→(経営監理課長)利用者の長期推計が示されておらず、課題が見え隠れする中で、条例に6年生まで規定することを決めてよいのか。これから4年生の受入れを判断する中で、懸念点として挙げさせていただく。

○(人事・給与課長)受入れ年齢の拡大について、モデル事業として6年生までの受入れを実施しているのであれば、ここで受入れ年齢を拡大することは賛成であるが、実際に拡大した場合、待機児童は発生しないのか。また、総合教育会議において「普通教室のタイムシェアも含めた活用により施設確保を進める」としているが、教室が足りているとは捉えられない。今後、どのように対応していくのか伺う。

→(こども・若者支援課長)市域全体ではなく学校ごとに状況が異なっており、待機児童が発生している学校もあれば、定員に達していない学校もある。3年生までの受入れを必須とし、余裕があるところは4年生以上を受入れていきたい。場所の課題を解決し運営の効率化が図れば、6年生までの受入れが可能となる児童クラブが増えていくと考える。

→(人事・給与課長)この学校は普通教室を活用、この学校は特別教室を活用と、学校ごとに個別の調整となるのか。

→(こども・若者支援課長)そのとおりである。

→(人事・給与課長)普通教室については、机や椅子がある中で、下校後にどのように活用するのか。

→(こども・若者支援課長)三鷹市では、民間事業者が普通教室を活用した児童クラブを運営していることから視察に行ってきた。確かに、学校現場からは、私物の管理や掲示物の心配、授業の準備ができない等の意見はあるが、学校は地域のものであり、子ども達のものでもあるという考えの中で、下校時刻が一番早い1年生の教室を終礼とともに、児童クラブの指導者に引き継ぎ、ワゴンで道具運び、そのまま児童クラブとして使用していた。総合教育会議で事例として取り上げ、今後、学校との交渉を重ねていきたい。

→(人事・給与課長)三鷹市は民間事業者であるが、本市は会計年度任用職員が指導者の役割を担うこととなる。本当に実施できるものかどうか、イメージがわかなかった。

→(こども・若者支援課長)まずは、余裕教室、次に特別教室、最後に普通教室という順番で、学校との交渉を重ねていきたいと考える。学校長次第というところもあるが、教育委員会の理解は得たと捉えている。今後、好事例を増やしていき、学校へ浸透させていきたい。

○(総務法制課長)条例改正について、事案調書の審議事項には「受入れ年齢を6年生まで拡大」としているが、説明資料5ページでは、令和8年度から令和10年度までは4年生、令和11年度から5・6年生までとなっている。児童福祉法では「対象者は小学生。ただし、地域の実情に応じて」と規定されているが、条例で6年生までと規定した場合、待機児童数が大幅に増加するのではないのか。今回の審議事項は「令和10年度までは4年生及び令和11年度から6年生まで」という提案なのか。それとも「まずは4年生まで拡大し、その後、6年生まで拡大していく」という提案なのか。

→(こども・若者支援課長)現に6年生まで受入れている相模湖を踏まえると、条例は6年生までの規定になるのではないかと考える。

→(総務法制課長)条例では6年生まで規定するが、まずは4年生まで受入れを拡大するという提案でよいのか。

→(こども・若者支援課長)そのとおりである。

→(経営監理課長)現行のモデル事業は、条例の枠外での取扱いとなるのか。

→(総務法制課長)「ただし、市長が特に必要と認めるときはこの限りではない」という規定での取組となる。

→(政策課課長)条文については、総務法制課と調整していただきたい。

【ICT化による利便性の向上について】

○(財政課長)ICT化による利便性の向上について、説明資料24ページのスケジュールでは、令和7年度9月補正要求となっているが、説明資料23ページの予算では、令和7年度の金額は空欄となっている。令和8年度当初から運用を開始するのであれば、令和7年度中に費用が発生するのではないのか。

→(こども・若者支援課長)令和7年度から費用が発生するため、説明資料を修正する。

○(政策課長)ICT化による利便性の向上について、保護者側の効果をもう少し前面に出した内容としていただきたい。

【民間事業者への補助金の見直しについて】

○(人事・給与課長)民間児童クラブへの補助金の見直しについて、今までは市の独自基準であったものを国の基準に合わせるとのことだが、民間児童クラブから補助金の見直しを求める声はあがっていたのか。

→(こども・若者支援課長)毎年、声はあがっている。見直しにより単価を上げることで、民間児童クラブの育成料の上昇を抑えて、保護者もメリットが受けられると考える。

→(人事・給与課長)補助金を見直すことで、民間児童クラブの育成料は下がるのか。

→(こども・若者支援課長)下がるのが期待される。

【育成料の改定について】

○(財政課長)説明資料20ページの育成料の改定について、「まずは、40.3%で積算する」としているが、国の基準に示されている利用者の負担割合(2分の1)は、いつ頃になるのか。

→(こども・若者支援課長)他市では、子育て施策として育成料を軽減しているところもあり、負担割合(2分の1)を目指していきたいとは考えている。

→(財政課長)目指すのか、目指さないのか、どちらなのか。

→(こども・若者支援課長)将来的に民営化も進めていくため、そこで育成料の見直しも含め議論したいと考える。

→(財政課長)条例に育成料を規定しているのか。

→(こども・若者支援課長)金額のみを規定している。

→(財政課長)民営化を進めていく部分がありつつも、目指すのであれば「何年後に」といった目標設定が必要になるのではないかと。また、負担割合(2分の1)とされている中で、その差分を市が負担していることを示さなければ利用者に伝わらない。

○(財政課長)歳入の育成料改定による増額については、令和8年度と令和9年度を同額としているが、経過措置を設けるのであれば、令和8年度の一般財源は増えるのではないかと。

→(こども・若者支援課長)経過措置を設けるのは、民間児童クラブへの補助金の見直しであり、育成料改定については、経過措置を設けない。

→(政策課長)前回の庁議では、段階的に育成料を上げていくとしていたが、今回は一律の料金にするということか。

→(こども・若者支援課長)そのとおりである。前回の庁議で示した7,700円は、激変緩和の対応があったため段階的としていたが、今回の6,100円は130%以内であることから一律とし、令和8年4月から徴収する考えである。

○(人事・給与課長)説明資料21ページの夏季期間料金について、利用者が0.4倍となっているが、夏休みとそれ以外で利用率が異なるのか。

→(こども・若者支援課長)夏休み中は、利用者が減るためである。

→(人事・給与課長)利用時間やコスト等を踏まえ、8,000円に設定したということか。また、他の指定都市においても夏季期間料金を設けているのか。

→(こども・若者支援課長)京都市、静岡市、千葉市、岡山市などで設けている。預かる時間も通常時と比較し倍近くなるため、夏季期間料金を設定している。

→(人事・給与課長)改定後の育成料を他の指定都市と比較すると、もう少し徴収してもよいのではないかと考える。

○(政策課長)夏季期間料金について、8月の1か月間としているが、本市は8月下旬から学校が始まる中で、1か月分の育成料を徴収するのか。

→(こども・若者支援課長)7月下旬も含めた期間としている。

→(政策課長)8月として徴収しているが、実際は、夏休み期間中の育成料として、適正に設定しているということか。

→(こども・若者支援課長)そのとおりである。

○(経営監理課長)育成料の改定について、改定後の負担割合を40.3%としているが、このままでは、令和11年度の見直し時に影響するのではないかと。

→(財政課長)40%を目指しているのか、それとも50%を目指すのか。

→(こども・若者支援課長)3年後に民営化の姿が見えてくるので、そこで民営化の料金ベースに合わせ検討していく。

→(財政課長)そこまで40%で進めるのであれば、40%とする理由を整理すべきだと考える。

→(政策課長)学校給食費の改定のように、本来の負担額と実際の支払い額の差について、子育て施策として一般財源を投じているとの説明もあると考える。令和11年度の育成料の見直し及び民営化について、この案件が整理できた段階で検討を開始していただきたい。

つづき 調整会議の 主な議論 (R7.2.13)	【予算について】 ○(人事・給与課長)説明資料23ページの予算について、歳入額を「68,780千円」としているが、説明資料21ページの(参考)育成料積算では、減免額を差し引いた金額となっているため、平仄を取っていただきたい。 →(財政課長)ICT化による利便性の向上について、国・県からの特財があるということか。 →(こども・若者支援課長)そのとおりである。 →(財政課長)DX債も充当できる可能性があるため、検討していただきたい。 →(経営監理課長)参考として記載している民間補助金見直しについては、前回の会議でも意見を述べたが、育成料を原資に民間補助金を見直しているように見受けられてしまうため、記載方法を検討していただきたい。 【公設民営化について】 ○(総務法制課長)将来的な課題について、今回の審議事項ではないが、今後、民営化を進めていく中で、今の人的資源だけでは対応が難しくなると考えるため、積極的な検討をお願いしたい。また、説明資料の最終ページに公設民営化(委託)した場合の積算資料が参考としてあるが、この経費の中に、こども・若者支援課の常勤職員や会計年度任用職員の費用も含まれているのか。 →(こども・若者支援課長)そのとおりである。 →(総務法制課長)民営化し人工が生み出せれば、経費を削減できるということか。 →(こども・若者支援課長)人件費分を削減することができる。 →(総務法制課長)今後、民営化による効果を見せられるようにしていただきたい。 ○(経営監理課長)(参考)公設民営化(委託)した場合の参考積算について、審議事項とは別の内容となるため、資料の一連に組み込むのではなく、別で添付する形でも構わないと考える。 << 原案を一部修正し、上部会議に付議する。>>
---	---

放課後の子どもの居場所の確保に向けた
今後の取組について
(令和7年2月28日 決定会議)

こども・若者未来局 こども・若者支援課

1 現状

近年の共働き家庭の増加等、子どもたちを取り巻く社会環境が変化するなかで、子どもたちが安全・安心に過ごせる放課後の居場所の確保が求められている。

課題

「市立児童クラブの受入れ年齢の拡大」「待機児童の解消」
「民間児童クラブとの更なる連携」「職員の確保と質の向上」など

将来的な部分も含め、地域特性を考慮した放課後の子どもの居場所を確保するため、事業を総合的に進める必要がある。

○こども基本法(令和5年4月1日 施行)

こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにするなど、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

○こども大綱「こどもまんな社会」を目指す（令和5年12月22日閣議決定）

少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を1つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。

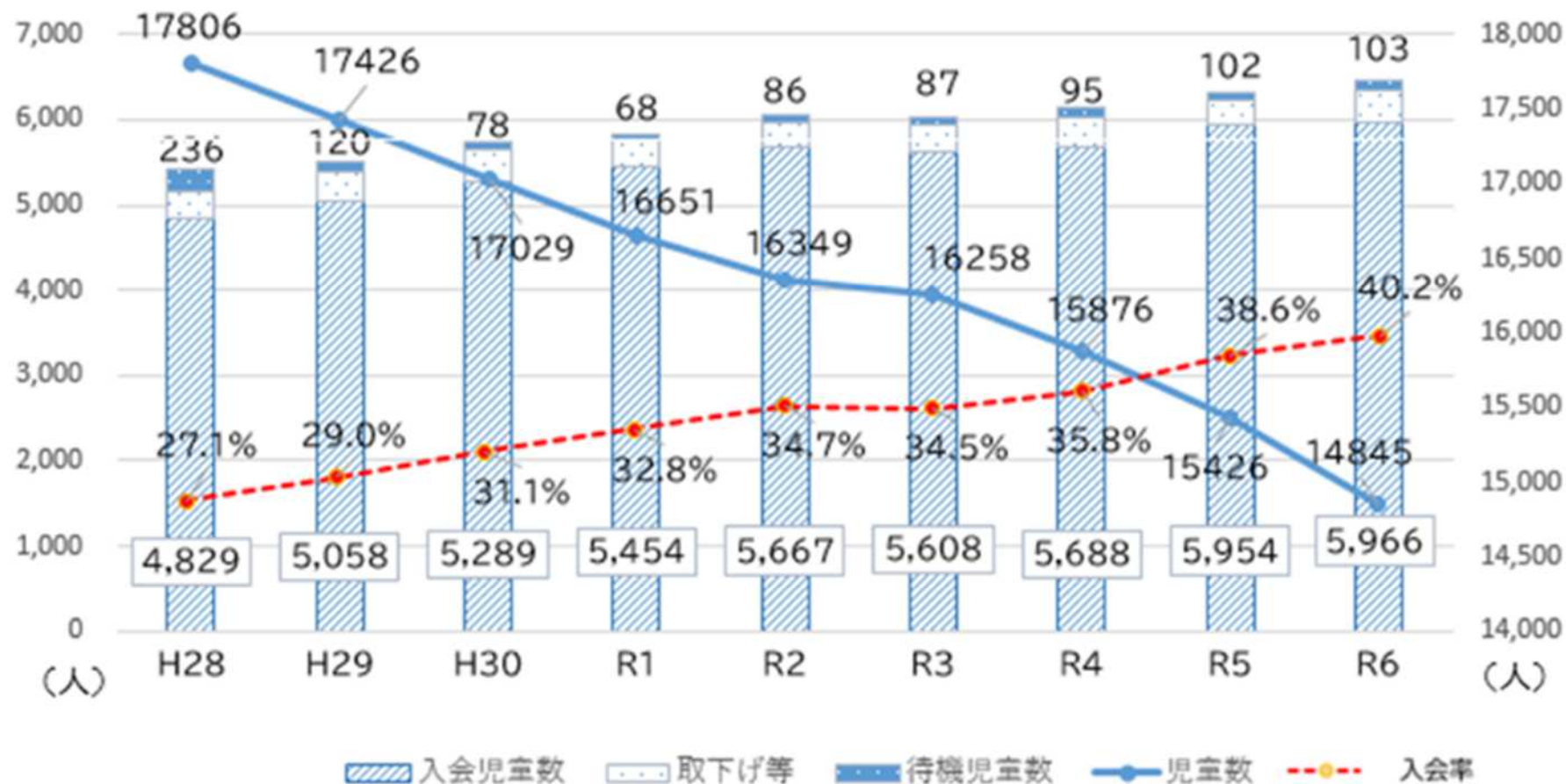
○子どもの居場所づくりに関する指針の作成(令和5年12月22日付け)

○「放課後児童対策パッケージ」(令和5年12月25日付け)

⇒放課後児童対策の一層の強化を図るため、令和5～6年度に予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策

市立児童クラブの定員・入会児童数、待機児童数等の推移

児童数は年々減少しているが、入会児童数は増加(H28⇒R6 1.2倍)している。



	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	対H28
児童数	17,806	17,426	17,029	16,651	16,349	16,258	15,876	15,426	14,845	83%
★入会児童数	<u>4,829</u>	5,058	5,289	5,454	5,667	5,608	5,688	5,954	<u>5,966</u>	123%
取下げ等	345	320	366	305	289	329	350	271	383	111%
待機児童数	236	120	78	68	86	87	95	102	103	43%
申請者数	5,410	5,498	5,733	5,827	6,042	6,024	6,133	6,327	6,452	119%
定員	4,602	5,114	5,461	5,664	5,761	5,811	5,917	6,052	6,099	132%

2 方向性

(1)子どもたちが安全・安心に過ごせる場所の確保

①市立児童クラブ受入れ年齢拡大

小学3年生まで → 全学年

②待機児童の解消

103人(R6.5/1時点)

(3)児童クラブの安定的運営の確保

⑦育成料等の適正化

現在:5,300円/月
平成18年度以降改定せず

③場所の確保

受け皿の拡大(学校内・外)

総合教育会議

(2)職員の確保と質の向上 負担軽減

④職員の確保

・処遇改善
・負担軽減

⑤ICT化による利便性の向上

出欠連絡・入退館管理システム

⑥民間児童クラブ補助金見直し

国の補助金基準に見直した場合
増…50クラブ、減…4クラブ

「こどもまんなか」な放課後の実現

(1)子どもたちが安全・安心に過ごせる場所の確保

①市立児童クラブ受入れ年齢拡大

・児童福祉法は平成 24 年 8 月に改正され、平成 27 年4月から、それまでの「おおむね 10 歳未満」から「小学校に就学している子ども」となった。

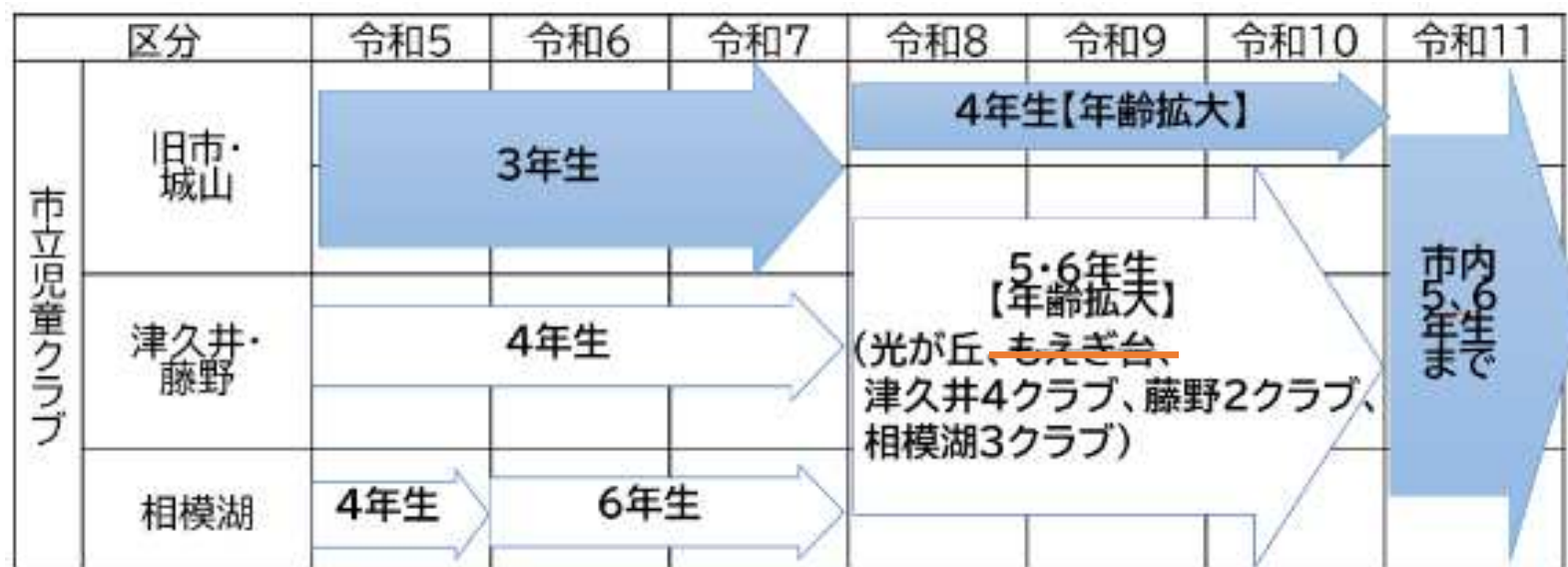
【現状】

- 現在本市では、小学校1年生から3年生(障害児童は6年生)までの児童を対象としているが、政令市の中で、小学校3年生までの受入れとなっているのは、本市と熊本市のみ。
- 平成30年度から一部児童クラブ(桂北・光が丘・もえぎ台)において、モデル事業として、小学校4年生の受入れを実施し、対象年齢拡大に向けた検討を行っている。
- 令和6年度からは、5・6年生の受入れに伴う課題抽出等の検証を行うため、既にモデル実施中の相模湖地域(千木良、桂北、内郷児童クラブ)において、他の地域に先行して6年生までの受入れを実施している。【4年生以上…11クラブ】
※4年生までモデル…8クラブ(光が丘、もえぎ台、藤野、藤野南、中野、串川、根小屋、津久井中央児童クラブ)

【取組】

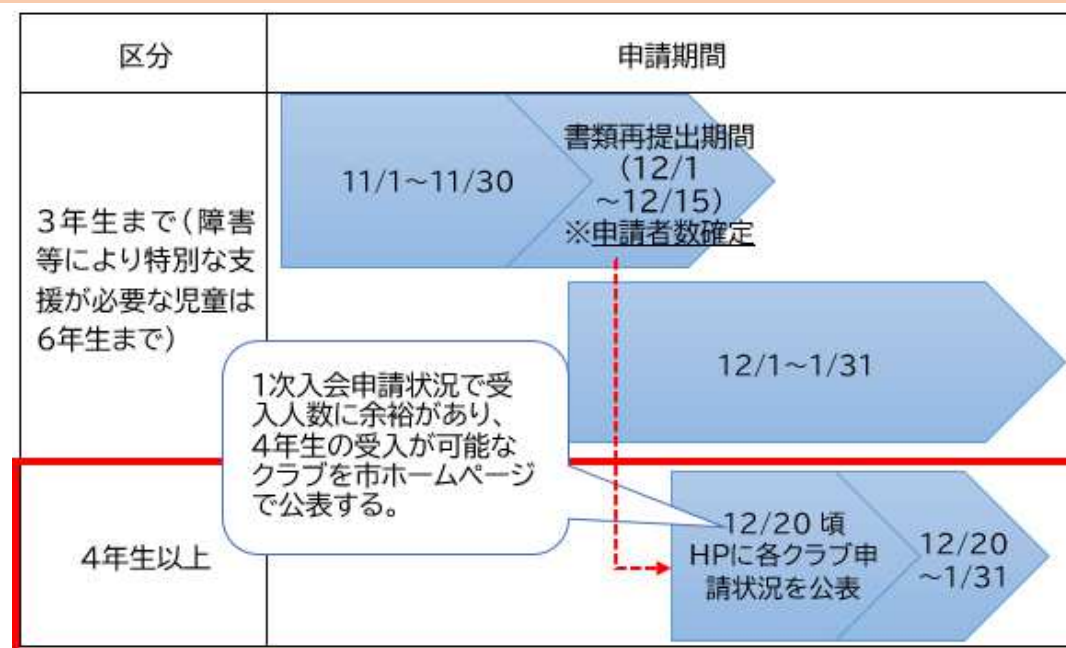
- 令和8年度より全市で小学校4年生の受入れを実施する。
- 既に4年生以上の受入れをモデル実施中の11クラブにおいては、他の児童クラブに先行して、6年生までの受入れを実施する。
⇒今後の更なる受入れ年齢の拡大に向けて、5、6年生までの受入れに伴う課題抽出等の検証を行い、3年後の育成料見直しのタイミング(令和11年度)と合わせて、全ての児童クラブで6年生までの受入れ実施を目指す。
- 入会申請方法:3年生までで待機が発生するクラブは、4年生以上を募集しない。 ※1

【受入れ年齢拡大スケジュールイメージ】



※1 児童クラブ入会申請方法(令和8年度分の入会者受付から)

3年生までの入会を優先し、受入れ可能なクラブから順次4年生の受入れを行っていくため、4年生以上の申請開始期間を1次受付期間終了以降に開始する。



【令和7年度 随時入会者】★

9月議会: 条例改正後

↓
入会者数、場所・職員体制等を考慮し、4年生の受入れ可能な児童クラブについては、モデル事業(要綱)として、令和7年の夏休み期間から受入れを開始する。

(市立児童クラブ条例の改定例イメージ)

(対象児童)

第3条 児童クラブに入会できる者は、本市に住所を有する小学校又は義務教育学校の
第1学年から第3学年までに在学している児童で次の各号のいずれかに該当するものとする。



第1学年から第6学年まで

※ただし各児童クラブの募集する対象児童は、待機状況やそれぞれの申込み状況を踏まえて、
児童クラブごとに決定する。

(参考)

○八王子市学童保育所条例

(目的及び設置)第1条:市内の小学校に就学している児童で、放課後家庭において保護者の適切な監護を受けられないものを一定時間、組織的に指導することにより、学童の健全な育成と福祉の増進に寄与するため…

○さいたま市放課後児童クラブ条例

(設置)第1条:児童福祉法に基づき、適切な遊び及び生活の場を提供することにより、小学校放課後の児童健全育成に資するため…

【受入れ年齢拡大に向けた取組】

7

②待機児童の解消

【待機児童数の想定】令和6年5月1日児童クラブ児童数に基づく(単位:人)

	令和8年度			令和9年度		
	3年生	4年生	合計	3年生	4年生	合計
一次申請から4年生まで	65	263	328	140	283	423
	25/67クラブ			23/67クラブ		
一次申請は3年生まで 空きがあるクラブのみ 2次申請から4年生まで	65	124	189	140	224	364
	21/67クラブ			19/67クラブ		

【待機解消のための事業費見込(1支援単位40人)】 ※特財あり。一財負担1/3

○余裕教室等を改修する整備費(空調、水回り、ロッカーなどの備品) ⇒約3,000千円

○シフトを組むのに必要な職員(6名程度)の人件費 ※支援員2、補助員4 ⇒約15,000千円/年

【待機児童解消に向けた取組】

③場所の確保

○4年生以上の受入れが可能となるよう、学校内の余裕教室や特別教室だけでなく、普通教室のタイムシェアも含めた活用により施設確保を進める。

⇒R7.1総合教育会議

※学校の特別教室等を児童クラブ室として活用した取組

図書室(千木良小、清新小)、音楽室(相原小)、活動室(当麻田小、相武台小、中野小)、ランチルーム(淵野辺小、横山小、夢の丘小)など

(2)職員の確保と質の向上、負担軽減

8

④職員の確保

【状況】

各5月1日現在

区 分 \ 年 度	R2	R3	R4	R5	R6
市立クラブ数(直営)	68	68	68	68	68
入会児童数	5,667	5,608	5,688	5,954	5,966
待機児童数	86	87	95	102	103
児童育成支援員数	450	441	434	429	437
児童育成支援補助員数	757	762	749	765	768
合計	1,207	1,203	1,183	1,194	1,205

(3月31日現在、
R6は5月1日現在)

*職員の年間増減

採用者数	165	202	294	293	20
退職者数	136	132	138	119	10
差引	29	70	156	174	10

退職の主な理由

- ・勤務年数の長い(高齢)方⇒体力面の不安、家族の介護、自分時間の確保
- ・勤務年数の短い(若い)方⇒より資格を生かせる職へのステップアップ

(参考) 【公設公営(直営)の政令市】 令和5年度 職員賃金・最低賃金

9

市町村	職員賃金	最低賃金
相模原市	支援員: <u>1,291円</u> (対最低賃金 116%) 補助員:1,168円 (対最低賃金 105%)	1,112円
広島市	支援員: <u>1,437(月額者を時給換算した額)</u> (対最低賃金 148%) 補助員:1,093 (対最低賃金 112%)	970円
熊本市	補助金次第 1 特別加配専門支援員 ・給与:月額 126,244円 ~ 138,166円 ・勤務時間:週28.75時間 (長期休業期間中は週35時間程度) 2 月給支援員 ・給与:月額 104,329円 ~ 129,989円 ・勤務時間 週28.75時間 (長期休業期間中は週35時間程度) または、週25時間(長期休業期間中は週35時間程度) 3 時給支援員 ・ <u>給与:時給 993円~1,076円</u> (対最低賃金 110~119%) ・勤務時間 週16~19時間程度 (長期休業期間中は週35時間程度) または、週12時間以下 (長期休業期間中は週32時間以下)	898円

(参考) 【近隣市】 児童クラブ育成料と延長育成料、職員賃金

10

※最低賃金(R5):東京都1,113円 神奈川県1,112円

市町村	運営形態、対象学年	育成料(月額)	延長育成料	職員賃金
相模原市	公設 公営 (直営) 1～3年生	5,300円	200円/回	支援員:1,291円 補助員:1,168円
町田市	公設 公営 (直営1か所)、 公設民営 全学年	9,000円	500円/回	支援員:1,330円 (対最低賃金119%) 補助員:1,120円 (対最低賃金100%)
八王子市	公設民営 1～3年生(一部6年生まで)	7,000円	3,000円/月	—
厚木市	公設公営(直営) 全学年	4,000円	800円/月	支援員:1,211円 (対最低賃金108%) 補助員:1,158円 (対最低賃金104%)
海老名市	民設民営 対象学年はクラブによる	平均 16,000円程度	—	—

【職員確保の取組】

○シルバー人材センターや民間派遣職員の活用施設を拡大するなどにより、職員確保を進める。

※民間2社、シルバー人材センター派遣職員の配置状況(令和6年3月31日現在)

緑区	3	箇所
中央区	9	箇所
南区	10	箇所
計	22	箇所

・処遇改善

○会計年度任用職員(支援員)の処遇改善

→賃金の上乗せ、見直しの検討

保育士職としての算定だけでなく、職務内容での評価、管理業務の上乗せができないかなど、別途調整する。

・負担軽減

○手書き業務、電話対応業務の削減

→削減時間を活用した見守りの質、職員研修による質の向上を図る。



【取組】

⑤ICT化による利便性の向上

【導入効果】

令和8年度から

入退室、出欠管理をシステム化

○保護者の負担軽減

- 児童クラブとの出欠連絡・確認
(電話のみ→アプリでいつでも可能)
- 児童の入退室の確認
(アプリによる通知の受け取りで確認が可能)

システム化必須機能

- ・入退室管理
- ・欠席・遅刻連絡
- ・緊急連絡

○児童クラブ職員の負担軽減

- 現場職員の業務負担やストレス軽減、子どもたちとの
関わり時間の増加
- 離職率の低下

(導入後、付加を検討したい機能)

- ・職員シフト管理 ・勤怠管理
- ・延長育成料管理 ・日誌作成

○学校側の負担軽減

- 学校内で実施している児童クラブの場合、児童の居場所確認
など、学校への問い合わせ対応による教員の負担軽減

○児童の利用情報等の一元化・共有の迅速化

- 職員同士、職員と保護者のコミュニケーション改善

○保護者との確実な個別連絡方法の確立と迅速な周知

- 連携強化による安全性の向上、ヒューマンエラーの軽減

【システム導入効果】(1クラブあたりの1日平均)

※1日の利用人数＝入会者数6,000人の平均利用率60%

※支援員等1人＝1日の勤務基本枠4時間

	入退室管理	欠席・遅刻連絡
所要時間	●2.5分(昇降口等への迎え含む)×利用者3,600人÷全68クラブ ＝132分(2時間12分) ※1か月で1クラブ＝52時間(13人分)を子ども以外の時間に充てている。	●5分(電話対応等)×1,200人(入会者の約2割)÷全68クラブ ＝88分(1時間28分) ※1か月で1クラブ＝35時間(9人分)を子ども以外の時間に充てている。
	1日あたり 合計3時間40分(支援員等1人分)を事務的な業務に充てている。	
削減時間 (見込み)	●1分程度 ×3,600人 1日あたり △52分 ●市全体では年間 △17,280時間 ※支援員等時給平均1,200円換算＝ 20,736千円の削減 ※1日4時間勤務で換算＝ 4,320人分÷68クラブ＝ <u>1クラブ63人分のシフト枠が埋まる。</u>	●3分程度 ×1,200人 1日あたり △52分 ●市全体では年間 △17,280時間 ※支援員等時給平均1,200円換算＝ 20,736千円の削減 ※1日4時間勤務で換算＝ 4,320人分÷68クラブ＝ <u>1クラブ63人分のシフト枠が埋まる。</u>
	削減時間＝不足人工の採用とすると、 41,472千円/年、126人分/年のシフト枠 業務の削減により捻出した時間は、児童クラブの質の向上を図る時間に充てる。	

【費用 DX精査額 導入前年度(イニシャルコスト)】 ※12月からの4か月を想定

内訳名称	単価(税抜)	数量(単位)	見積額(税込)	内訳・説明等
通信モジュール通信費	335,000	4月	1,474,000	オンライン保守付き回線・3Gプラン 134台分
ハードウェア保守費	268,000	4月	1,179,200	リーダー+通信モジュール+タブレット 2000円×134台分
システム使用料	350,350	4月	1,541,540	最大受入人数6,727人分
ICカードリーダー	48,000	133台	7,022,400	
ICカード	300	7,000枚	2,310,000	
管理用端末	85,000	134台	12,529,000	
通信モジュール	65,000	134台	9,581,000	
合計金額			35,637,140円	

ICT特財あり。
うち一財増額分(1/3)約11,880千円

(ランニングコスト)

内訳名称	単価(税抜)	数量(単位)	見積額(税込)	内訳・説明等
通信モジュール通信費	335,000	12月	4,422,000	
ハードウェア保守費	268,000	12月	3,537,600	
システム使用料	350,350	12月	4,624,620	
合計金額			12,584,220円	

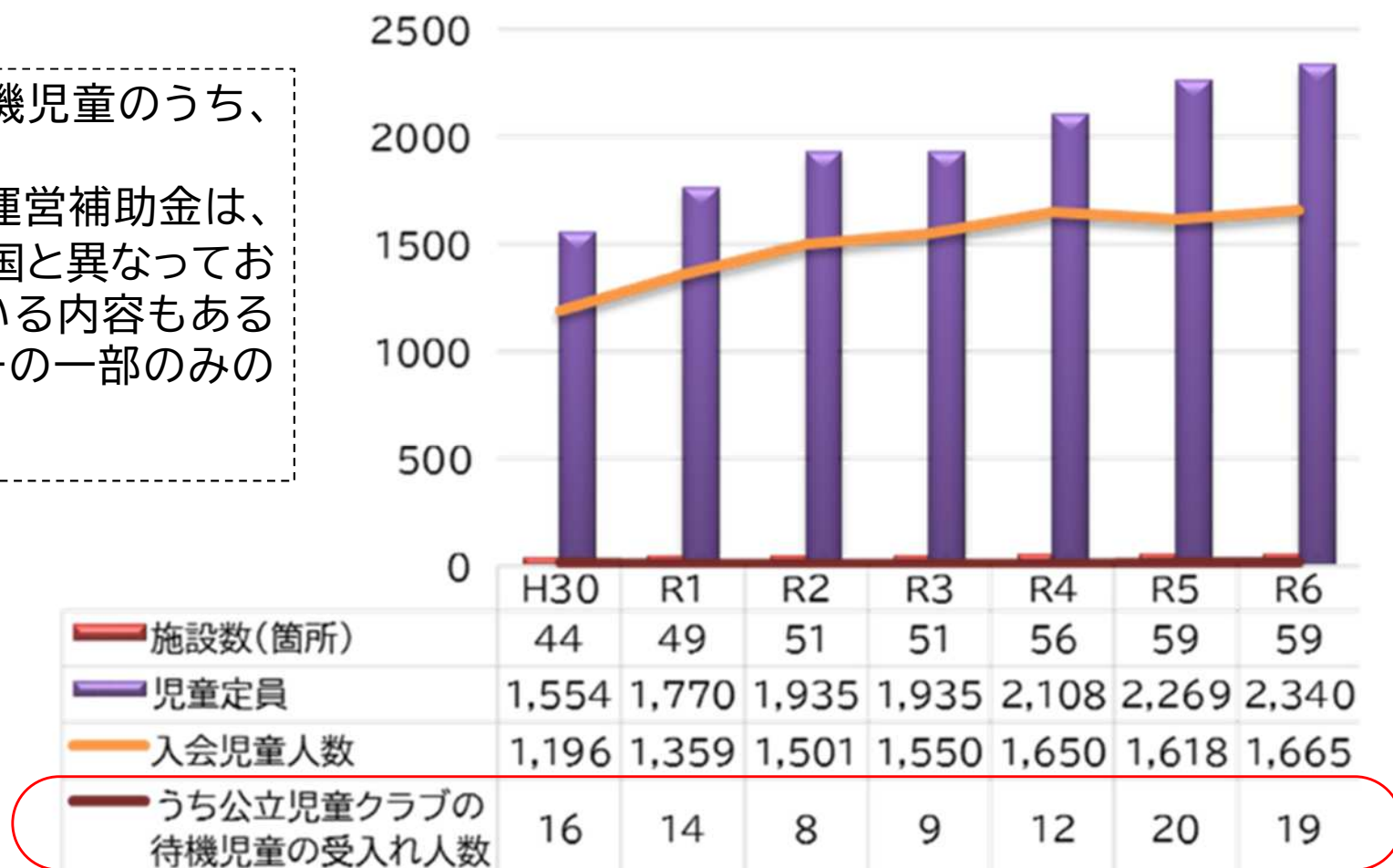
ランニング分は運営費として特財あり。
うち一財増額分(1/3)約4,200千円

(3)児童クラブの安定的運営の確保

15

【民間児童クラブの施設数等の推移】(放課後児童健全育成事業の届出あり)

※公立児童クラブの待機児童のうち、
例年15%程度が利用
※民間児童クラブへの運営補助金は、
内容や交付の基準が国と異なっており、
市独自加算している内容もあるが、
国の補助メニューの一部のみの
活用となっている。



【市内民間児童クラブ】 育成料とおやつ代の平均は17,000円程度

※基本的な育成のみのクラブや、習い事などのオプションが付帯しているクラブもあり、
7,000円から45,000円までと、各児童クラブによって金額は異なる。

⑥民間事業者への補助金の見直し

【現状】

- 民間児童クラブについては、放課後の子どもの居場所の確保や、待機児童対策の一環を担っており、連携強化、補助・支援の拡充が求められている。
- 民間児童クラブへの運営補助金については、内容や交付の基準が国と異なっているため、国の補助メニューの一部のみの活用となっている。
- 階層区分の見直しや補助対象事業者の追加は行ってきたが、国の基準額が上がっても、財源の確保ができず、市の基準額の底上げができていない。

【取組】

現在、市では補助対象としていない国の補助金メニューも含め、1つの補助金にまとめ、**国の基準に見直す。**

民間児童クラブ59クラブ中

◎増加予定…50クラブ

増額合計…約151,000千円/年

平均… 約3,000千円/年

最大額… 約9,000千円/年

◎減額予定…4クラブ

減額合計… △約6,400千円/年

平均… △約1,200千円/年

最大額… △約1,900千円/年

◎市補助金未申請…5クラブ

一般財源(1/3) 約50,000千円の増

(国の基準に見直した場合の増減例)

17

市独自の基準が国基準より高い場合(平成27年度以前の開所施設への補助や開設日250日未満等)など、見直し後、交付総額が減ってしまう民間児童クラブもある。

- ・開設日数が250日、児童数が35名、開所時間8:00～19:00の場合 賃料15万円

現状	開所年関係なし	4,500,000円
見直し後	平成27年以前 開所	5,412,000円
	平成27年以降 開所	7,212,000円

- ・開設日数が290日、児童数が35名、開所時間8:00～19:00の場合 賃料15万円

現状	開所年関係なし	4,500,000円
見直し後	平成27年以前 開所	6,212,000円
	平成27年以降 開所	8,012,000円

- ・開設日数が240日、児童数が19名、開所時間8:00～19:00の場合 賃料15万円

現状	開所年関係なし	4,500,000円
見直し後	平成27年以前 開所	2,409,000円
	平成27年以降 開所	4,209,000円

⑦児童クラブ育成料等(延長育成料)の適正化

18

【現状】

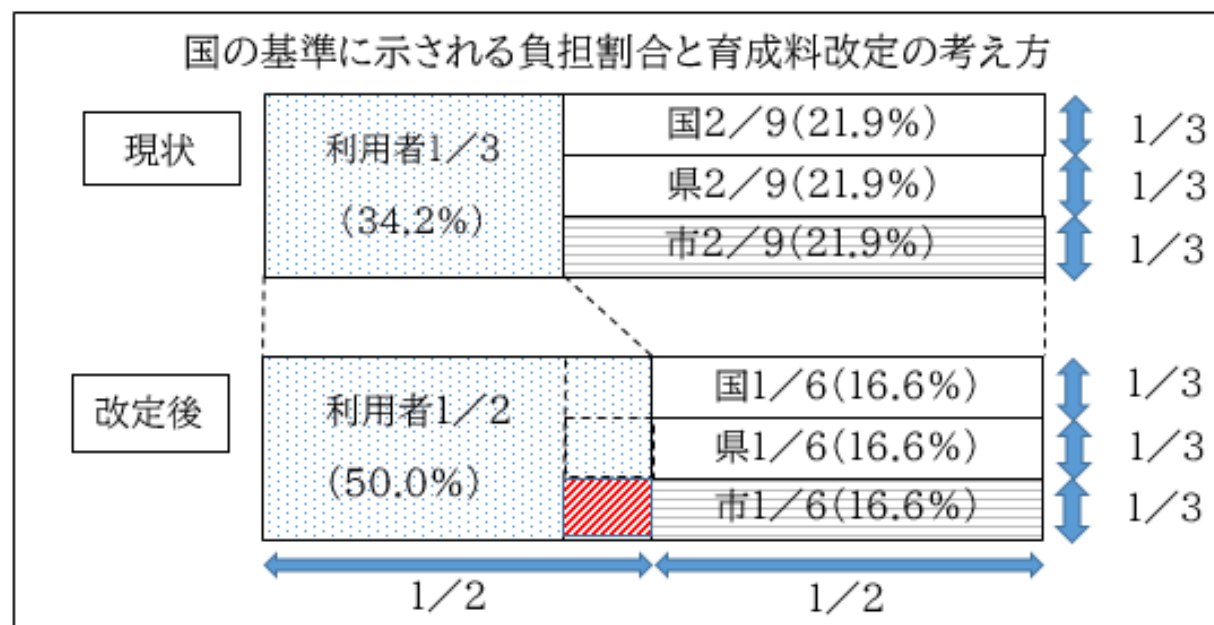
○児童クラブについては、放課後児童支援員(会計年度任用職員)等の人件費、施設の維持管理費、光熱水費などの経費を、国・県・市の負担金と保護者から育成料を徴収し、運営している。

児童クラブ育成料は、月額5,300円 延長育成料(18:00~19:00)は、1回200円

【参考:育成料の改定経過】

- ・育成料導入 平成12年度:3,000円
- ・育成料改定① 平成13年度:4,000円(経過措置)、平成14年度:4,700円
- ・育成料改定② 平成18年度:5,300円(現行料金)

○児童クラブの運営経費に対する育成料収入の割合は、国の基準に示される負担割合(2分の1)には届いておらず、34.2% (令和5年度実績)



【政令市】 児童クラブ育成料と延長育成料

19

○公設公営(直営)は、本市、広島市、熊本市の3市のみ。

○3年生までの受入れは本市と熊本市の2市のみ。

	市町村	運営形態	育成料(月額)	延長育成料	夏季料金
1	京都市	公設民営	11,000円	0円	(8月)13,000円
2	静岡市	公設民営	9,500円	1,000円/月	(7/21~8/31)17,400円
3	千葉市	公設民営	8,500円	1,000円/月	7月:10,800円、8月:11,900円
4	新潟市	公設民営	8,400円	0円	なし
5	堺市	公設民営	8,000円	1,000円/月	—
6	さいたま市	公設民営	8,000円	0円	—
7	岡山市	公設民営	7,500円	2,500円/月	(夏休み限定利用)12,500円
8	相模原市	公設 公営 (直営)	5,300円	200円/回	なし
9	熊本市	公設 公営 (直営)	5,000円	1,200円/月	—
10	広島市	公設 公営 (直営)	5,000円	0円/月	—
11	横浜市	公設民営	5,000円	400円/回	7・8月のみ+500円
12	神戸市	公設民営	4,500円	3,000円/月	—
13	福岡市	公設 公営 (運営は委託)	4,000円	2,000円/月	なし
14	仙台市	公設民営	3,000円	1,000円/月	—
15	札幌市	公設民営	0円	2,000円/月	—
16	川崎市	公設民営	0円	2,500円/月	なし

札幌市:放課後～18時(児童クラブ)は0円。 有料時間帯(8時～8時45分または18時～19時)…2,000円/月

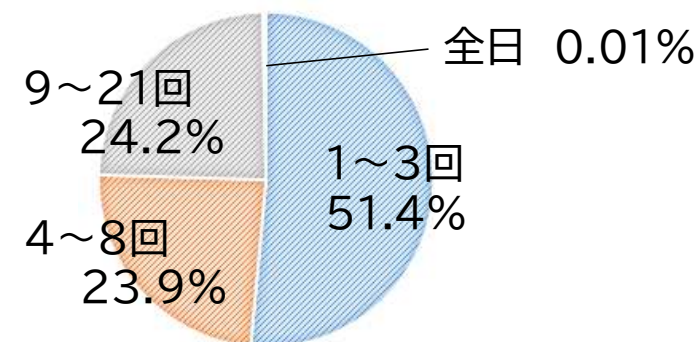
川崎市:放課後～18時(就労要件なし)は0円。 18時～19時(就労条件あり)…2,500円/月

※名古屋市、浜松市、北九州市はクラブごとに育成料が異なる。

区 分	現 行	改定案(R5年度決算ベース)
育成料	5,300円/月	7,700円/月 $554,646 \text{ 千円 (運営経費1/2)} \div \{5,954 \text{ 人 (令和5年5月1日現在児童数)} \div 12 \text{ ヶ月}\}$ $\div 7,763 \text{ 円}$ ※増額2,400円を激変緩和の130%以内の1,200円ずつ2年かけて引き上げる。 初年度は6,500円、次年度から7,700円
延長育成料	200円/回	400円/回 $29,158 \text{ 千円 (延長利用部分にかかる経費の1/2)} \div \{66,914 \text{ 回 (令和5年度の延長利用回数)}\}$ $\div 435 \text{ 円}$ 月額換算(経費の1/2 $\div$ 12ヵ月 $\div$ 月平均利用者数1,150人)した場合 $\div$ 2,112円/月

※令和5年度延長利用の回数は、1世帯平均 約13回/年 月1～3回の利用が50%以上
 例:令和5年6月 5,912人中1,292人(21.8%)が延長利用 6回以上=468人36.2%

月間利用回数	人数	割合
1～3回	665	51.4%
4～8回	310	23.9%
9～21回	313	24.2%
全日(22回)	4	0.01%



(参考)6回以上=468人(36.2%)

【改定する背景とその理由】

本市においては、サービスの提供と負担の公平性等の観点から平成12年度より育成料を導入し、平成18年度に現行の月額5,300円に改定したが、それ以降、17年間育成料の改定を行っていない。

共働き家庭が増加するなかで、子どもたちが安全・安心に過ごせる放課後の居場所として、市立児童クラブの安定的な運営を図るとともに、ICT化等の利用者の利便性の向上や職員の資質向上にかかる費用を求める必要がある。



子育て世代の負担軽減、他政令市の状況なども考慮し、児童クラブの運営経費に対する育成料収入の割合を、国の基準に示されている利用者の負担割合(2分の1)ではなく、夏季料金(新設)と合わせて40%程度に留めることとしたい。

【取組】育成料改定

○国の基準割合(1/2)では、月額7,700円になるところだが、生活保護受給世帯、市民税が非課税世帯については、引き続き、全額減免とし、それ以外の世帯についても国・県・市費で1/3ずつ負担することとした上で、**月額6,100円**、その他に**夏季期間料金を新設し、8月の1カ月分を8,000円**の料金設定とする。(利用者の負担割合34.2%→40.3%)

⇒育成料の収入 歳入増額 68,780千円

(全額減免を除くと50,300千円)

○市立児童クラブの延長育成料については、児童クラブとさがみっ子クラブの一体的な事業展開時などと合わせて、見直しを検討する。

こども家庭庁(令和5年) 全国
放課後児童健全育成事業の実施状況より

利用料の月額	令和5年
2,000円未満	357 (1.4%)
2,000～4,000円未満	4,014 (16.1%)
4,000～6,000円未満	6,982 (27.9%)
6,000～8,000円未満	5,105 (20.4%)
8,000～10,000円未満	4,046 (16.2%)
10,000～12,000円未満	1,986 (7.9%)
12,000～14,000円未満	872 (3.5%)
14,000～16,000円未満	446 (1.8%)
16,000～18,000円未満	219 (0.9%)
18,000～20,000円未満	190 (0.8%)
20,000円以上	306 (1.2%)
おやつ代等のみ徴収	464 (1.9%)
計	24,987 (100.0%)

育成料積算

22

○児童クラブ運営費はすべて令和5年度決算ベース

国の基準に合わせた積算(1/2負担)

(単位:円)

区分		節	R1決算	R5決算	利用者人数 R5.5/1時点
歳 出	会計年度任用職員給与費		652,823,729	972,139,825	972,139,825
	児童クラブ運営費、 こどもセンター運営費、こどもセンター維持管理費		170,987,222	195,468,745	195,468,745
	児童クラブ運営経費合計(①)		823,810,951	1,167,608,570	1,167,608,570
		うち、延長育成料に反映させる経費(②)	40,764,754	58,315,835	58,315,835
		うち、育成料に反映させる経費(③)=(①)－(②)	783,046,197	1,109,292,735	1,109,292,735
国の考え方に基づく利用者の負担額(④)=(③)×1/2			391,523,099	554,646,368	554,646,368
入会児童数(⑤)			5,454人	5,954人	5,954人
国の考え方に基づく利用者の負担月額(⑥) 育成料案1 =(④÷⑤)÷12ヶ月)			5,982 円	7,763 円	7,763 円
今回の改定で目標とする利用者負担割合40%した場合 育成料案2			－	－	6,100 円
利用者負担割合			44.3%	34.2 %	39.3%

育成料5,300円

夏季休暇期間中の事業費相当分のうち利用者の負担額 = 育成料案2×係数1.32(時間2.2倍×職員数1.5倍×利用者0.4倍)	—	—	8,052 円
利用者負担割合	(夏季料金8,000円+通常11ヵ月)		40.3%

夏季料金設定なし

③×40%÷⑤÷12ヵ月=6,200円/月

夏季料金を新設し、負担割合40%で積算
(100円未満切り捨て)

→通常6,200円、夏季8,100円 40.9%

→通常6,100円、夏季8,000円 40.3% 採用

育成料収入増加額	(夏季料金8,000円+通常11ヵ月)	68,780,608 円
全67,839件中の割合 1.16%	生活保護世帯件数(785件)全額減免	4,160,500 円
全67,839件中の割合 3.98%	非課税世帯(2,703件)全額減免	14,325,900 円
差し引き		50,294,208 円

- (1)子どもたちが安全・安心に過ごせる場所の確保
⇒児童クラブの待機児童の解消と受入れ年齢の拡大
- ・学校施設等を活用した市立児童クラブの整備
 - ・入会要件の拡大(育児休業中)、受入れ年齢の拡大

- (2)職員の確保と質の向上、負担軽減
⇒民間企業等を活用した質・量の向上
- ・より柔軟な事業運営(ICT導入等)
 - ・より柔軟な人材確保(処遇面、人員配置等)

- (3)児童クラブの安定的運営の確保
⇒児童クラブの財政基盤の強化
- ・市立児童クラブ育成料の利用者負担割合については、まずは、夏季期間(8月)料金を新設し、育成料の改定増額を抑えつつ、1/2を目指す。
 - ・育成料の増収入により、利用者負担部分へ充てていた一財をICT化や場所確保の費用等へ充てる。
 - ・民間補助金の見直しによる民間児童クラブの人材確保と処遇改善

- (4)将来的な課題
⇒公設公営により行政コストが発生しているので、利用者負担の見直しを図った上で、順次、民営化も進めていく。

4 予算

24

	令和7年度	令和8年度	令和9年度
①歳入 育成料改定による増額	増減なし	【R5.5.1時点の利用人数から積算】 50,300千円	50,300千円
歳出 ※国、県の特財あり 市1/3 (うち一財)			
・待機児童対策 ※場所改修、職員確保 2か所	増減なし	36,000千円 (12,000千円)	36,000千円 (12,000千円)
・ICT化 【入退室、出欠管理システム】	初期経費 35,700千円 (11,900千円)	運営費 12,600千円 (4,200千円)	12,600千円 (4,200千円)
②歳出増となる費用 合計 (うち一財)	35,700千円 (11,900千円)	48,600千円 (16,200千円)	48,600千円 (16,200千円)
差し引き(①歳入－②歳出) 一財	▲11,900千円	34,100千円	34,100千円
【参考】 民間補助金見直しによる増減 (うち一財)	－	151,000千円 (50,330千円)	144,600千円 (48,200千円)

5 主な取組のスケジュール(案)

25

パッケージ内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	R10	R11
		▼11/1～R8年度入会一次募集開始				
育成料の改定 (＝財源)	庁議等	6月部会 9月議会 (条例改正R8.4.1)	育成料改定			育成料 見直し
受入れ年齢拡大	庁議等	6月部会 9月議会 (条例改正R8.4.1)	市域全体4年生、 一部6年生まで			全市内 6年生 まで
		夏休み期間から	※定員に余裕があり、場所、人が現状のままで4年生の 受入れが可能なクラブは、 <u>モデル事業に追加して実施</u>			
		6年生受入れモデル事業期間				
入会要件の拡充 (育児休業中を追加)	庁議等	6月部会議会 9月議会 (条例改正)				
入退室管理システム 導入(ICT化)	庁議等	9月補正要求 事業者決定 運用準備	運用開始			
民間児童クラブへの 補助金の見直し	庁議等	制度設計 R8当初予算要求 事業準備期間 要綱改正	国基準へ統一 ※市単独上乗せ 部分の補助金 廃止は1年猶予 期間	(市単独分 廃止)		

事 案 調 書 (決 定 会 議)

審議日 令和7 年 2 月 28 日

案 件 名	津久井総合事務所周辺公共施設再整備事業について									
所 管	緑	局 区		部	区政策、津久井まちづくりセンター	課	担当者		内線	
事業概要										
公共施設マネジメント推進プラン等に基づく先導的な取組として、老朽化する津久井総合事務所周辺の公共施設の再整備を行うに当たって、基本方針、基本構想に定める考え方や民間活力導入可能性調査の結果等を踏まえ、再整備後の施設の整備パターン、事業手法、事業スケジュール等について諮るもの										
審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	・新たな複合施設の整備パターンを一棟建てとし、事業手法に民間活力を導入することについて ・民間活力導入を前提とした事業スケジュールの見直しについて									
審議結果 (政策課記入)	○継続審議とする。									
事業効果 総合計画との関連	事業効果	津久井総合事務所周辺の公共施設を含めた公共施設の再編・再整備を行うことで、津久井地区における地域拠点を創出し、持続可能なまちづくりの実現に寄与する。								
	効果測定指標							施策番号	46	
		R6	R7	R8						
	事業効果 年度目標									
事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工										
○事業スケジュール										
実施 内容	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12~			
	庁内調整		測量・地 質調査等	PPP/PFI 事業者選定アドバイザ リー業務委託	仮設設 計・整備	既存施 設解体	設計	施設 整備		
	基本計画の検討・策定		大規模事 業評価							
			部会、 パブ コメ							

(千円)

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

SDGs
関連ゴールに○

1 貧困をなくそう 	2 清潔な水と衛生 	3 健康と長寿を促す 	4 質の高い教育をみんなに 	5 ジェンダー平等を實現しよう 	6 安全な水とトイレを世界中に 	7 経済活動と自然の調和 	8 働きがい、経済成長、雇用 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 
10 人や国の不平等をなくそう 	11 住み続けられるまちづくりを 	12 つくばない、減らす、再利用 	13 気候変動に具体的な対策を 	14 海の豊かさを守ろう 	15 陸の豊かさも守ろう 	16 平和と公正をすべての人に 	17 パートナーシップで目標を達成しよう 	
	○		○				○	

事前調整、検討経過等

備考

庁内連絡調整会議構成課(政策課、経営監理課、DX推進課、人事・給与課、財政課、公共建築課、危機管理課、区政推進課、健康福祉総務室、地域包括ケア推進課、津久井高齢・障害者相談課、医療政策課、こども・若者政策課、地域経済政策課、都市建設総務室、生涯学習課、農業委員会事務局)

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の 主な議論 (1/22)	【事業スケジュールについて】 ○(政策課長)基本計画の策定が伸びたことで半年程度スケジュールがずれたことは理解するが、更に3年スケジュールが伸びた理由は何か。 →(緑区役所区政策課担当課長)基本構想では、基本方針策定時に設定した設計から供用開始まで5年間というスケジュールを採用していたが、基本構想策定後に改めて民間事業者等に確認した結果、無理のあるスケジュールだと判明したため、見直しを行った。 ○(財政課長)スケジュールが伸びた理由については、誰もが納得できるような説明をしていただきたい。 【事業実施手法について】 ○(総務法制課長)PFI手法とDBO手法の明確な違いは責任の所在にあると考える。今回PFI手法を選ぶ理由は、最後まで責任を持って事業者に参加してもらうためなど、そういった説明がよいのではないか。 ○(財政課長)PFI手法を選択する理由についてだが、昨今の状況では、PFI手法とDBO手法を比較した場合、今回のようなVFMが出てくることが多い。そういった状況下でPFI手法を選ぼうとしている本事案は、先行事例となり、今後の指標となるため、しっかり理由を整理していただきたい。 ○(経営監理課長)PFI手法を選択する理由を追加で示す場合、どのようなものが考えられるのか。 →(アセットマネジメント推進課長)一般的な比較項目は網羅できていると思われるが、他市事例も調べるなど、引き続き検討していく。今後はやり方を工夫しつつ、○×表でわかりやすく整理するなど、表現を検討したい。 ○(経営監理課長)PFI手法に関する最近の動向は把握しているか。 →(アセットマネジメント推進課長)金利が上がっているためVFMが出にくくなる傾向にある。また、働き方改革等で、民間も厳しい状況にあると聞いている。 <<原案のとおり上部会議に付議する。 ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。>>
----------------------------------	--

決定会議の
主な議論
(2/7)

【スケジュールについて】

○(総務局長)スケジュールが3年程度遅れるとのことだが、変更前のスケジュールは。

→(緑区役所区政策課長)基本計画を令和6年度中に策定し、令和7年度から令和11年度の5年間で設計・工事を行う予定だったが、基本計画の策定が半年程遅れている。

→(総務局長)スケジュールの変更後でも工期の長さは変わらないのか。

→(緑区役所区政策課長)変更前のスケジュールは従来手法での事業実施を想定していた。民間活力導入検討に伴い、工期の部分は変わらない想定だが、アドバイザー業務委託等を行うことになったため、スケジュールが延びる。

→(総務局長)基本計画の策定に係る半年程度の遅延と、民間活力導入検討に伴う諸手続きにより、3年程度スケジュールが遅れるということか。

→(緑区役所区政策課長)慢性的な人員不足や資材調達の遅れ等の他の要因もあるが、そのとおりである。

○(総務局長)スケジュールの変更についてはどのように地域に説明していく予定か。

→(緑区役所区政策課長)今月中に外部検討委員会があるため、現段階での基本計画案を共有するとともにスケジュールの変更について説明する。再編対象となる施設には公民館等も入っているため、一般の方が集まるイベントでも説明をしたい。

○(市長公室長)人手不足が理由でスケジュールが遅延するというのはどういうことか。

→(緑区役所区政策課長)今年度実施した事業者からのヒアリングにより、当初よりも時間を要することが分かった。本来なら、基本構想の策定時にスケジュールの見直しをしておく必要があった。

→(市長公室長)事業者は慢性的な人手不足にある。他の案件はスケジュールどおり進められているのに、本件のスケジュールだけが後ろにずれるのは整合が取れない。

→(緑区役所区政策課担当課長)津久井総合事務所は一部イエローゾーンがかかっているため、万が一に備え、レッドゾーンと同等の対策を実施するための調整や、総合事務所前の市道の付け替えに関する協議に時間を要した。

→(財政局長)令和6年度予算を令和7年度に繰り越すことについてはそれで説明がつくが、そのあとの3年間のスケジュール遅延の理由にはならない。人手不足は全市的にも共通する状況であるのだから、本件だけが遅れる理由にはならない。

→(総務局長)基本計画の策定が半年程度遅れたのは県との調整によるもので、今後の3年間の遅れは、当初は予定していなかった民間活力導入検討を行うことになり、必要な行程が増えたため、結果としてスケジュールが延びるという話ではないのか。

→(緑区役所区政策課長)最近では、従来手法でも民間活力導入手法でも、時間的な差は出にくくなっていると聞いている。そういった時流の変化を見込んで見直しをしなければならなかったが、見込みが甘く、考慮できていなかった。

○(総務局長)適切な助言のためにも、原因や課題をきちんと整理した方がよい。

→(緑区役所区政策課長)本来であれば、基本計画策定業務委託の予算を計上するタイミングでスケジュールの見直しを行うべきだったが、本件については、当初の想定スケジュールどおりに事業を実施するために、当初予算ではなく補正予算を計上し、スケジュールの見直しは行わない整理としたものである。

(続き)
決定会議の
主な議論
(2/7)

【事業について】

○(総務局長)当該施設は土砂災害警戒区域に入っているため、可能な限り対策等について検討していただきたい。

○(財政局長)相模湖や藤野の総合事務所はこういう形で整理するから、その結果、津久井総合事務所にはこういう機能を持たせる必要があるといったような、津久井地域全体を見ながらの機能の整理や議論はしてきたのか。

→(緑区役所区政策課長)津久井地域全体を見据えた機能の整理や議論はしていない。相模湖と藤野の総合事務所の在り方は別途検討を行っている。

→(財政局長)もっと広い範囲や広い視点での議論をしないと、行政機能の位置づけが整理できず、津久井総合事務所の機能の検討もできないのではないかと。

→(緑区役所区政策課長)それぞれの総合事務所はまちづくりの重要な拠点として位置付けられているため、一足飛びで統合という方向に舵を切ることではない。

→(財政局長)今後、人口が激増するような地域や時代ではないので、津久井地域の3つの総合事務所の在り方検討は、それぞれを単体で行うのではなく、一括して考える必要があるのではないかと。

○(財政局長)説明資料6ページに掲載のある概算コストの積算方法については、資料上どこを見ればよいのか。積上げの根拠がないと議論にならない。

→(緑区役所区政策課担当課長)参考資料の2ページに想定される機能の一覧があり、これらを積み上げた現状の想定面積に、長寿命化施設整備に係る単価を掛け合わせた後、物価高騰の影響等を踏まえて金額を算出した。

→(財政局長)機能はどの段階で決定したのか。

→(政策課長)今回の審議事項は基本構想にある3パターンのうち1棟建てのパターンを選ぶということと、スケジュールの遅延についてである。詳細な施設の規模感や機能については、今後、基本計画の策定時に審議するものであり、今回はあくまでも参考として想定される規模感を示しているという認識である。

→(財政局長)審議事項ではないのであれば、参考資料から削除して欲しい。

○(総務法制課長)施設の位置付けや、市民活動施設との住み分けをしっかりと検討したうえで基本計画の策定を進めていただきたい。

【事業実施手法について】

○(市長公室長)アドバイザリー業務委託は必ず実施しなければならないのか。

→(緑区役所区政策課長)民間活力導入検討の際には実施が必要である。

→(市長公室長)事業者側のメリットが少ない場合、当然ながら参入事業者は出てきにくい。説明資料9ページの常設のカフェ等は採算性の確保が困難というコメントを考慮すると、アドバイザリー業務委託を行ったものの、参入事業者がいないという結果になるのではないかと。事前のサウンディング調査の段階ですでにそういったコメントが出ているのであれば、従来手法による事業実施の可能性についても改めて整理いただきたい。

→(緑区役所区政策課長)説明資料8ページで示しているとおり、PFI手法やDBO手法の場合でも複数の事業者から参入意欲ありという回答が出ているため、現段階では、民間活力導入に向けた検討をしていきたい。

○(市長公室長)事業者側から見たこの事業のメリットはどこになるのか。

→(緑区役所区政策課長)施設整備だけでなく、その後の管理運営や賃借料の部分にメリットがあるとする事業者もいるのではないかと。

→(市長公室長)施設の維持管理だけで採算が取れるのか。

→(財政局長)そもそもの契約金額を上げるなど、施設の維持管理で採算を取るような手法を取られるのは好ましくない。カフェなどの採算性の高い施設の常設が難しいとなると、市の庁舎の再整備に民間活力導入を検討する必要があるのか疑問である。

→(アセットマネジメント推進課長)確かに大きなメリットは出にくいですが、設計から工事までを一体で取り組む場合は事業の効率化を図ることができると考えられる。総事業費が10億円以上となる見込みの事業については、市のPPP/PFI手法導入優先的検討方針に基づいて民間活力導入検討を行っているが、明確な理由があれば従来手法を選択することも可能である。なお、アドバイザリー業務委託は引き続き民間活力導入検討を行う場合は必須だが、従来手法を選択する場合は省略できる。ただし本事業においては、アドバイザリー業務委託の有無によりスケジュールに大きな差は出ないと考えている。

○(市長公室長)アドバイザリー業務委託を実施しても、結果として参入事業者が出てこないのではないかと危惧している。施設の元々の性質上、施設管理だけで採算性を取るのには難しい。改めて民間活力導入手法と従来手法の比較をしていただきたい。

<<継続審議とする。>>

津久井総合事務所周辺公共施設再整備事業 について

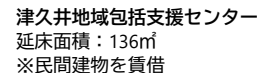
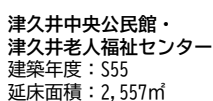
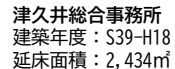
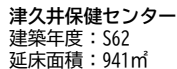
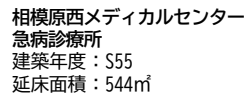
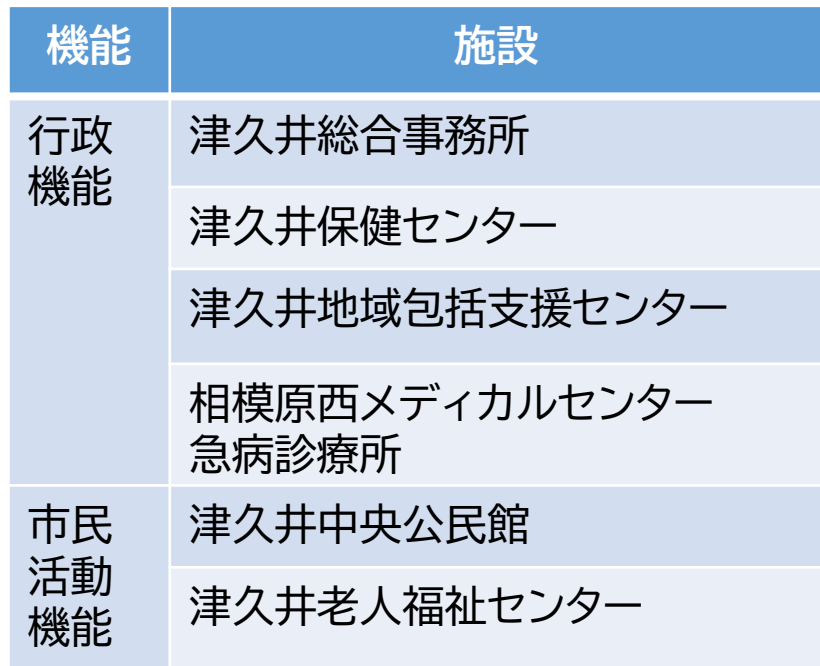
令和7年2月28日（金）

決定会議資料

本事業の目的、経過

津久井総合事務所は令和6年で築60年となるなど、老朽化による建替えの検討時期を迎えており、総合事務所周辺の公共施設を含めた公共施設の再編・再整備を行うことで、津久井地区における地域拠点を創出し、持続可能なまちづくりの実現を目指すものです。

年度	内容
H28	・公共施設マネジメント推進プラン【第2期(R2～11年度)】 →再編・再配置を検討することを位置付け
R3	・公共施設マネジメント推進プラン・アクションプログラム【リーディングプロジェクト】 →市民対話ワークショップ(有識者、地域団体、高校生、公募市民)
R4	・「基本方針」策定 →基本理念、5つの方針(視点)、想定スケジュール ・基本構想の検討 ※庁内・市民検討会(構成員:有識者、地域団体、高校生、公募市民)での検討
R5	・「基本構想」策定 →対象施設、導入機能、施設規模、整備候補地、整備パターン
R5～6	・基本計画の検討 ※庁内・外部検討会議(構成員:有識者、地域団体、公募市民)での検討 →整備パターン(絞り込み)、民間活力導入可能性調査、事業手法、概算事業費、管理運営、想定スケジュール



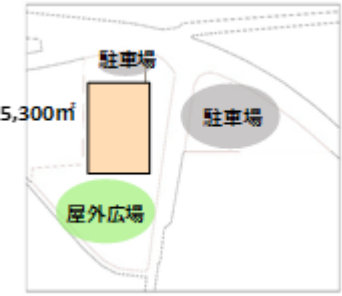
【再編後施設の想定規模】
基本構想で現状の延床面積の合計
6,612㎡に対して、約5,300㎡と想定
※複合化による延床面積の削減で更新費用
の20%削減を目標

※築年数は令和6年4月1日時点

1-1 整備パターン これまでの検討状況

3案の整備パターンの庁内的な評価の実施

基本構想では基本方針や市民検討会での検討結果を踏まえ、整備パターンを次の3案にまとめました。

項目	整備パターン1	整備パターン2	整備パターン3
建て方	・現地で庁舎と市民活動施設を一つにまとめて建て替える 	・駐車場敷地に庁舎を建て替える ・現地で公民館を市民活動施設として建て替える 	・現地で庁舎とホール、図書室をまとめて建て替える ・保健センターを改修し、市民活動施設として利用する 
案の狙い	複合化による効果を最大限発揮	庁舎を土砂災害警戒区域から外す	比較的新しい保健センターの建物を有効利用

・パターン1は基本方針との整合性や管理運営コストの面で優れる

・パターン2は防災や工事の面で優れる。

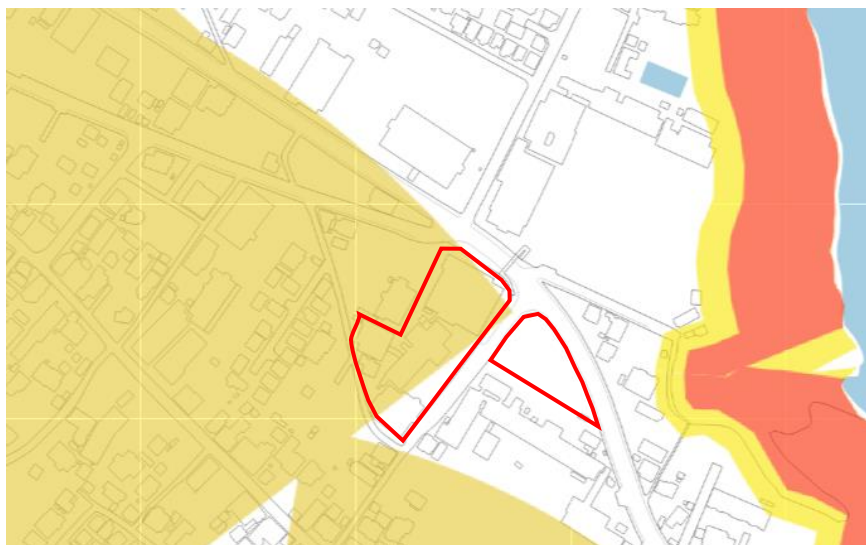
・パターン3は建設コストの面で優れる。
ただし、将来的な建替コストや改修による制約が見込まれる

⇒パターン1又はパターン2の2案で民間サウンディングや施工に関する詳細な検討を行った上で、最終的な整備パターンを決定する

○基本方針との整合・導入機能の確保	防災の観点ではパターン2が評価できるが、交流や機能性など複数の観点から総合的にはパターン1が最も優れている
○工事に関すること	仮設庁舎が不要となる可能性がある観点でパターン2が最も優れているが、現行の駐車場代替地の確保や隣接する小学校への影響などの観点で不透明な要素もある
○コストに関すること	建設コストの面ではパターン3、仮設庁舎・移転コストの面ではパターン2、管理運営コストの面ではパターン1が優れており、詳細なコストの試算が必要

1-2 土砂災害警戒区域内の整備に係る対策検討について

土砂災害警戒区域(土石流)



凡例

土砂災害
警戒区域
(土石流)
(イエローゾーン)

土砂災害
特別警戒区域
(急傾斜)
(レッドゾーン)

【法的整理】

土砂災害警戒区域内における建築では、土砂災害への対策は法的に必須とされていない

【検討会議】

新たな複合施設を土砂災害警戒区域内に建てることについて、災害リスクに懸念の声

【本事業の基本方針における災害時の位置づけ】

基本方針2 暮らしの安全・安心を支える場所

- ・現地における災害対策の拠点としての業務継続性を確保
- ・災害時における必要物資の貯蓄や受入れができる安全で災害に強い施設を目指す

津久井総合事務所事業地における被害の想定 (神奈川県から資料を入手)

●100年に1回の大雨想定雨量(345mm/24時間)とした場合の計算で事業地の計算結果は次のとおり

【土石流想定高さ】**20cm程度**

【土石流による力】**0.6~0.9kN/m²**

想定される災害時機能	施設
現地対策班	津久井総合事務所
風水害時避難場所	津久井中央公民館・津久井老人福祉センター
救護所	相模原西メディカルセンター



土砂災害への対策は法的に必須とされていないが、災害時機能等を考慮し、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)内での建築行為を参考に、土石流への対策を実施する

1-3 整備パターン 概算コスト比較

金額は現時点の試算であり、今後の検討の中で変わる可能性があります

6

比較項目			整備パターン1(1棟)	整備パターン2(2棟)	備考
イニシャルコスト	概算事業費	工事(設計、解体、整備)	約56.4億円	約57.4億円	R6長寿命化事業費調査に基づく市概算単価による積算。物価上昇見込、ZEB化12%増見込含む。
		外構整備、土砂対策、アスベスト・杭撤去	約6.1億円	約6.6億円	
		仮設庁舎	約3.2億円	— (不要)	約1,000千円/坪、規模1,000㎡ 水道引き込み外構整備0.2億
		代替駐車場	約0.2億円	約0.2億円	5千円/台、現状規模確保想定
		初度調弁	約1.4億円	約1.4億円	庁内事例を参考に試算
		小計	約67.3億円	約65.6億円	
	財源	市債	約44.9億円	約45.8億円	
		一般財源	約22.4億円	約19.8億円	
ランニングコスト	維持管理運営コスト合計		約216億円(約2.7億円/年)	約224億円(約2.8億円)	80年、複合化・ZEB化による削減分含む
	長寿命化・中規模改修費		約52.2億円	約53.2億円	
	複合施設解体費		約2.7億円	約2.7億円	80年後
	小計		約271億円	約280億円	
合計			約338.3億円	約345.6億円	

※概算事業費は基本構想で定めた、施設の想定規模を踏まえて算定

※維持管理運営コストは公共施設カルテの実績額を基に算定(物価上昇は見込んでいない)

1-4 整備パターンの絞り込み

【内部検討】

<定量的な評価>

- ・総合的な財政負担となる80年のトータルコストの比較では、整備パターン1(1棟建て)の方が **7億円程度** 有利と見込まれる

<定性的な評価>

- ・1棟建ては2棟建てよりも、施設の共用部等を最小限にできることや施設の管理のしやすさの観点から優れている
- ・相模原市公共施設マネジメント推進プランにおける集約化・複合化による考え方、基本方針との整合が図られる

【民間サウンディングを踏まえた民間事業者等からの意見】

- ・整備パターン1(1棟)が市民の利便性・屋外広場や駐車場の確保・施工のしやすさの観点を踏まえ、整備パターンとして望ましいとの意見が最も多い
- ・1棟に集約化することで余剰地を確保しやすく、それにより屋外広場や駐車場用地の確保がしやすい



【整備パターン】

コストや機能比較、民間サウンディング意見を踏まえ 総合的に有利であると見込まれる **整備パターン1**を整備方法として検討を進める。

土砂災害警戒区域内における整備に当たって、土石流等の災害対策を実施する

2-1 従来手法と民間活力活用手法の比較

R6.12.26付「PPP／PFI手法における事業手法検討の考え方について(通知)」(アセットマネジメント推進課発)を踏まえ、比較

VFMは現時点の試算であり、今後の検討の中で変わる可能性があります

区分	従来手法	PFI手法	DBO／DB+O手法
財政負担 VFM	10,185,000千円	9,942,000千円 約2.4%(約－2.4億)	9,707,000千円 / 9,698,000千円 約4.7%(約－4.7億)／約4.8%(約－4.8億)
※VFM算定条件：事業期間15年間。コスト縮減率：整備費10%、維持管理費5%			
参画 しやすさ	分離発注により <u>地元企業も参画しやすい</u>	設計から管理運営まで <u>SPC(特別目的会社)組成が必要</u> 、出資が必要	設計から管理運営まで(DB+Oは設計・建設) <u>企業体の組成が必要</u>
事業 安定性	・金融機関のモニタリング機能は働かない ・企業が倒産や撤退する可能性がある	・ <u>金融機関のモニタリング機能が働く</u> ・ <u>SPCの設立により倒産や撤退リスクが低い</u>	・金融機関のモニタリング機能は働かない・ 企業体の構成員が倒産や撤退する可能性がある
支出 平準化	市債の活用により財政負担を平準化	<u>市債の活用に加え、市債対象外経費についても民間資金の活用により財政負担を平準化</u>	市債の活用により財政負担を平準化
法的根拠	法令に則って手続き	法令(PFI法)に則って手続き	<u>一体契約に基づく法的根拠がなく、既存の法令に則って手続きを行う</u>
サービスの向上	分離・仕様発注により <u>民間ノウハウの活用は限られる</u>	・性能発注による <u>民間ノウハウの活用が期待される</u> ・契約が長期間固定されるため、 <u>事業環境の変化に対応し難い</u>	・性能発注による <u>民間ノウハウの活用が期待される</u> ・契約が長期間固定されるため、 <u>事業環境の変化に対応し難い</u>
事務負担 準備期間	・ <u>市費支弁に係る請負工事のため、設計や工事に監督員の配置が必要</u> ・分離発注の都度、発注準備が必要	・ <u>市費支弁に係る請負工事ではないため、設計や工事に監督員の配置は不要であるが、要求水準を満たしているかの確認が必要</u> ・募集時点で、運営を見据えた要求水準の作成が必要	・ <u>市費支弁に係る請負工事のため、設計や工事に監督員の配置が必要。加えて要求水準を満たしているかの確認も必要</u> ・募集時点で、運営を見据えた要求水準の作成が必要
参入意欲	—	5社（複数回答）	9社／6社（複数回答）



- ・財政負担の軽減や民間事業者の参加意向等を総合的に判断し、複合施設の整備から維持管理まで、民間ノウハウを活用し、効率化とサービスの向上を図るよう、事業手法として民間活力を導入することを基本に、検討を進める。
- ・事業を進めるに当たっては、SPCの組成や金融機関のモニタリングの観点から事業の安定性が図られ、事務負担の軽減が期待できるPFI手法を基本とし、今後の事業者選定に向けたアドバイザー業務において更なる検証を行う。

(参考)民間事業者の意向

※サウンディング型市場調査(令和6年6月)対話参加者:11社(建設業者、施設維持管理業者、その他)

■対話概要

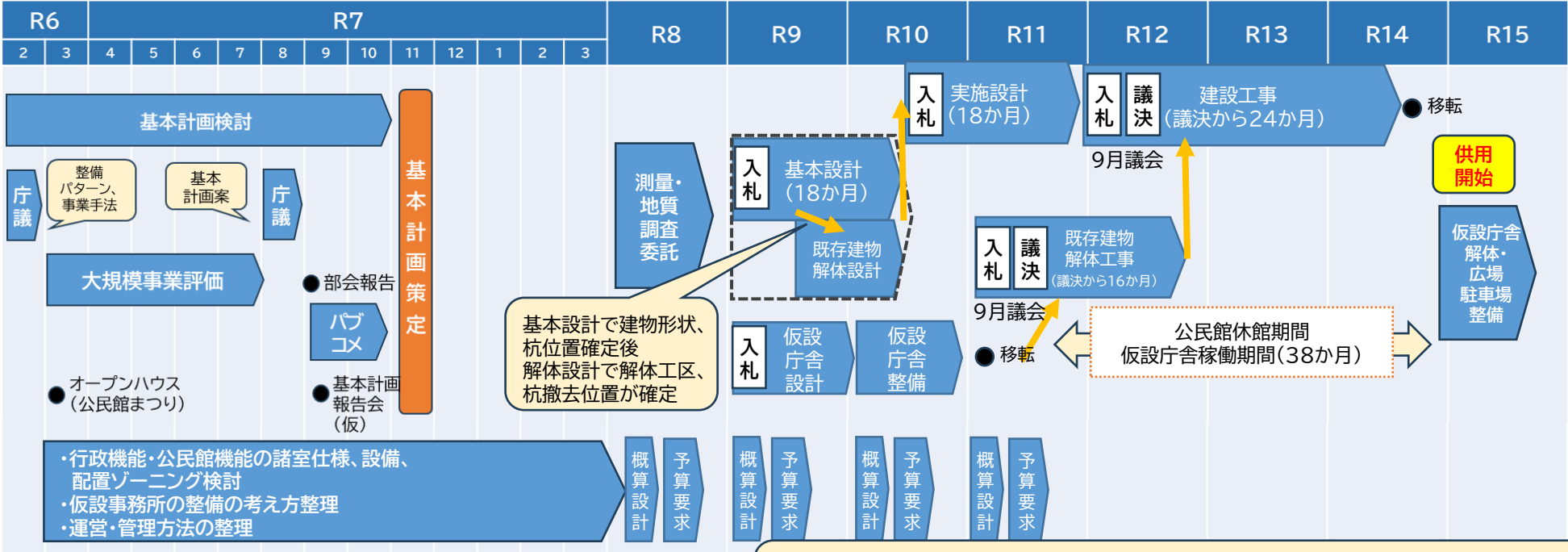
対話内容	意向	備考
整備手法	・DBO: 9社 ・DB+O(DB+指定管理): 6社 ・PFI(BTO手法): 5社	
維持管理運営期間	・5年: 2社 ・10年: 3社 ・15年: 9社 ・20年: 3社	継続的・安定的な事業運営の観点から15年程度が妥当との意見が多かった ※利用者ニーズにより利用方法変更可能な点でDB+指定管理者制度が良いのではとの意見もあり、その場合は5年以上
参加意向	・参加したい: 2社 ・条件次第で参加したい: 9社	
付加価値機能に係る意見	賑わい創出やカフェ等の事業は常設での自主事業では採算性が確保困難	
その他意見	物価高騰への対応要望、働き方改革に係る法改正等による工期遅延への懸念意見あり	

3-1 事業スケジュール

【基本方針や基本構想で目標としていた従来手法を想定したスケジュール】

R6	R7～8	R9～11
基本計画	設計(2年)	工事～移転(3年)

【見直し後の従来手法を想定したスケジュール】



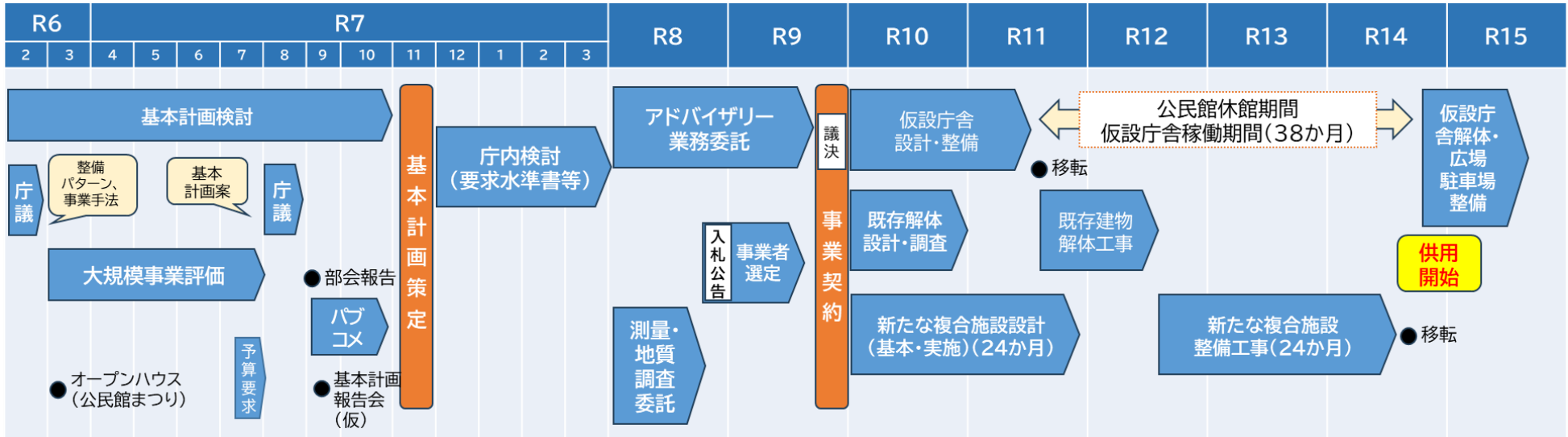
【見直しの要因】

- ・基本計画について令和6年度までの策定が困難となった。
- ・基本計画策定が後ろ倒しになることにより、測量・地質調査以降の工程が順次後ろ倒しになる。
- ・設計に2年を想定していたところ、検討を進める中で、基本設計・実施設計に合計3年を要することが判明した。
- ・工期は、建設事業者等への令和6年6月のサウンディング調査、令和7年1～2月の追加ヒアリングを踏まえて見直した。

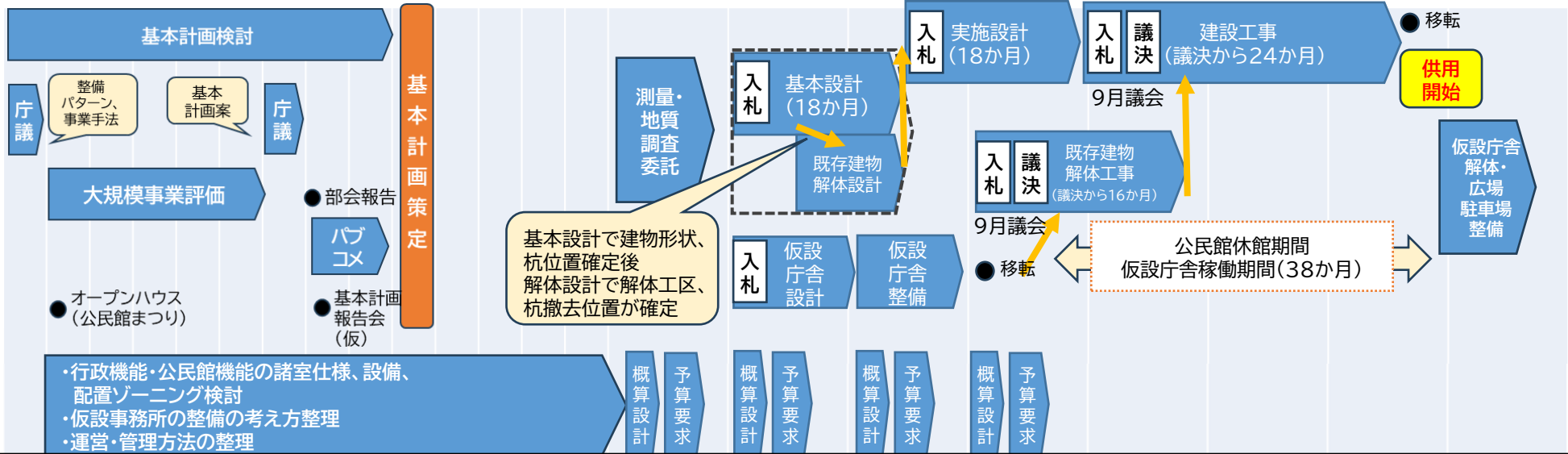
基本計画策定検討会議での外部委員の意見を踏まえた、土砂災害警戒区域指定のある事業用地に係る土砂災害の影響等を指定元の神奈川県へ調査することや、事業用地内の道路付け替えによる敷地の一体的利用の検証等によるもの

3-2 民間活力導入手法と従来手法との想定スケジュール比較

・民間活力導入手法



・従来手法



民間活力導入手法と従来手法とで、スケジュールに差は生じないものと想定
→基本方針や基本構想で目標としていた供用開始時期 令和11年度を令和14年度へ見直すもの
※今後、工期について、可能な限りスケジュールの短縮を検討していきます。

【今後の事業費想定】

令和7年度

・基本計画策定 2,873千円

令和8年度 業者見積による想定

・測量委託 7,588千円 ・地質調査 6,743千円

・アドバイザー業務委託等(1年目) 28,048千円

令和9年度

・アドバイザー業務委託等(2年目) 13,884千円

以降、契約締結

設計・仮設庁舎整備(※)・既存施設解体・整備開始

※近隣の未利用資産見込みの市有財産等の活用を検討(必要に応じて改修)

令和7年2月28日

1 放課後の子どもの居場所の確保に向けた今後の取組について

【こども・若者未来局 こども・若者支援課】

(1) 主な意見等

○(総務法制課長) 受入れ年齢拡大に伴う条例の改正について、令和8年度から4年生まで受入れを拡大し、令和11年度を目指し段階的に受入れるのであれば、改正の考え方は、1つ目は4年生までと規定するもの、もう1つは、6年生までと規定し、附則を設け、当分の間や期限などを定めるもの、の2通りとなる。なお、4年生までと規定した場合には、5・6年生に受入れを拡大する際も同様の議論が生じるため、実施年を定めることが難しくなる。6年生までと規定した場合には、近い将来、必ず実施しなければならない。どちらでの対応も可能であるが、こども・若者未来局としての考えはどちらなのか。

→(こども・若者未来局長) 現在、待機児童が発生しているが、来年度はさらに増える見込みである。6年生まで受入れを拡大する場合、学校の教室を使用させていただく必要があり、使用するためには、学校が要求するルールを構築していく必要がある。令和7年度に教育委員会とどこまで調整できるかに関わってくるが、その調整が上手いけば、6年生までの受入れは可能であると考えため、令和8年度から6年生までと規定したい。

→(総務法制課長) 6年生までの受入れを基本とし、学校との調整結果により附則による段階的な受入れを考えるとということではよいのか。

→(こども・若者未来局長) そのとおりである。

→(市長公室長) 令和7年度は、4年生以上の募集は行わないのではないのか。

→(総務局長) 現時点のスケジュールは、令和7年度の6月部会での説明を予定しているが、この審議において、令和11年度までに6年生を受入れることについて承認することとなるのか。条例で6年生までと規定した場合、いつ・どのタイミングで意思決定を諮ったのか問われざるを得なくなると考えるため、そことの兼ね合いになる。

→(市長公室長) 審議事項は「令和8年度より全市で小学校4年生の受入れを実施する」ということではないのか。

→(こども・若者未来局長) そのとおりである。その上で、条例の規定をどのようにしていくのか考える必要がある。

→(こども・若者支援課長) モデル事業をどのように捉えるかによると考える。現に令和6年度から相模湖において6年生まで受入れを行っている。

→(総務局長) 条例を改正せずに受入れているのか。

→(こども・若者支援課長) そのとおりである。特に4年生の受入れについては、モデル事業として、相当の期間が経過している、

→(市長公室長) 条例におけるモデル事業の位置づけについて何う。

→(総務法制課長) 「市長が特に必要と認めるときはこの限りではない」という規定での取組となる。

→(市長公室長) 今回の審議事項は、4年生まで受入れを拡大するということではよいのか。

→(こども・若者未来局長) 条例については実態と合わせる。

→(総務法制課長) 4年生までという規定でよいのか。

→(こども・若者未来局長) その内容で整理させていただく。

→(財政局長) 条例で4年生までとするのであれば、6年生の受入れはいつから開始するのか。また、教室や職員の状況により、4年生を受入れられない児童クラブが発生するのではないのか。

→(総務法制課長) 待機児童は発生することとなる。

→(財政局長) 募集をして待機児童が発生することはやむを得ないことであるが、先ほどの説明では1次募集で3年生まで募集し、その時点で定員に達していれば受け付けないという説明であった。「募集しない」ということ自体、条例と整合が図れていることにな

るのか。

→ (市長公室長) 受入れ年齢の拡大については、改めて整理いただきたい。

○ (財政局長) 利用者の負担割合について、国の基準が2分の1と示されている中で、40%程度とする理由について伺う。

→ (こども・若者未来局長) 他の指定都市の状況等を踏まえ40%程度とした。財政局への相談となるが、令和7年度は子育てに関連する予算を充実していただいている中で、学校給食の1年生の無償化を実施する一方で、応能負担とはいえ、育成料を改定することについて、様々な意見が出るのが想定される。現状は、市の子育て支援として一般財源を投入して35%程度に留めているが、改定後も他の指定都市を踏まえ、40%程度に留めさせていただきたいという提案となる。

→ (財政局長) 例えば、保育料については、国の精算基準がある中で、目標額を定め7割程度にしたが、その際、今でいう社会福祉審議会へ諮問・答申したと記憶している。育成料については、他の指定都市の状況等を踏まえ40%程度ということは理解できるが、40%程度の妥当性をどこで判断することとなるのか。17年間育成料の改定を行っていないのであれば、外部から意見等を聴取し、妥当性の承認を得てもよいのではないかと意見として述べさせていただく。

○ (財政局長) 延長育成料の改定について、見直しを検討するとしているが、いつ頃見直すことを考えているのか。

→ (こども・若者支援課長) さがみっ子クラブとの一体的な運営や民営化を進めていくなど、これからの検討の中で、延長育成料の改定についても考えていきたい。

○ (財政局長) 教室のタイムシェアを含めた活用について、教員委員会内で理解されているということによいのか。

→ (こども・若者支援課長) 総合教育会議の結果を校長会で周知していただいております。学校へ個別に交渉している中で、学校長の理解も進んでいる印象を受けています。なお、余裕教室、多目的教室、普通教室という順に交渉を行っていく。

→ (財政局長) 余裕教室等を活用した中で6年生までの受入れを展開していくということであるが、新たな建物は建てないという理解でよいのか。

→ (こども・若者未来局長) 既存施設の活用を第一に取り組んでいく考えである。

→ (財政局長) 勧めているわけではないが、6年生までの受入れを見通した時に、余裕教室等だけでは受入れできない地域や学校が見込めれば、新たな建物を建てるという考えがあっても良かったのではないかと考える。

○ (財政担当部長) 説明資料22ページの育成料積算について、利用者人数の欄は何を表しているのか。

→ (こども・若者支援課長) 決算額と令和5年度の利用者人数を基に、利用者の負担割合を40%程度とした場合の育成料を表したものである。

○ (総合政策・地方創生担当部長) 育成料の改定について、17年間改定を行っていない中で、どのような場合に改定するのか、今後の考え方も示す必要があると考える。

→ (こども・若者支援課長) 人件費の上昇や物価の高騰など、現行水準と比べ差が開く一方であり、新たな施策に取り組むにも財源が必要となる。令和7年度から新たな組織体制となるため、現在の運営体制のままだとよいのか、民営化を進めていくのか、大きな転換を検討していかなければならない。その際に、民営化の委託料を加味した上での料金体系や就労の有無にかかわらず17時まで受入れるかなど、他自治体の運営体制を踏まえ根本的に見直した中で、3年後に向け、新たな結論を出していきたいと考える。

→ (総合政策・地方創生担当部長) 3年間ごとに見直しを図ることや今後の方針を説明資料で打ち出してもよいのではないかと。育成料を40%程度に留める理由は問われるため、今後の方針で整理できればと考えた。

○ (財政局長) 予算について、育成料改定による増額「50,300千円」は、育成料の負担を40%程度にした場合の増額分という認識でよいのか。

→ (こども・若者支援課長) そのとおりである。

→ (財政課長) 育成料を改定することによって国・県からの特財が減るという認識でよい

か。

→ (こども・若者支援課総括副主幹) 特財は減ることになる。記載した金額は改定により見込める純粋な歳入額となる。

→ (財政局長) 市負担である3分の1分は増額するが、国・県の3分の2は減額になるということでよいのか。つまり、「50,300千円」のうち、3分の1である「約17,000千円」が市の増額分という理解でいいのか。

→ (こども・若者支援課総括副主幹) そのとおりである。

○ (市長公室長) 育成料の改定について、新たな取組を実施するために育成料を改正するように見受けられるが、調整会議でそのような議論はあったのか。

→ (こども・若者未来局長) 育成料の改定と民間補助金の見直しの見せ方については、調整会議でも意見があったと伺っている。育成料の改定は、児童クラブの適正な運営とサービスを向上させるために取り組むものであり、優先順位が高いのはICT化であって、財源にしたいと考えている。教室を上手く活用している自治体では、学校は保護者からの問い合わせを一番気にしており、入退室管理等などをICT化することにより、学校の理解が得られやすくなると伺っている。

○ (こども・若者未来局長) 財政局長から意見いただいた外部への意見等の聴取について、ネガティブな意見が多く出るのではないかと懸念する。一般財源を投入することから、市の判断だと捉えていたため、外部への意見等の聴取は考えていなかった。

→ (財政局長) 自分の経験を含め参考として意見を述べさせていただいた。必ずしも審議会等の外部へ諮れということではない。しかし、利用者の負担割合を40%程度にすることについては、議会などで問われる可能性があり、どのように説明するのか考えておかなければならない。

→ (こども・若者未来局長) 子育て施策によるものであり、そのような説明になると考える。

○ (市長公室長) 17年間育成料の改定を行っていない中で、改定する最たる理由をもう少し具体的に追記いただきたい。また、受入れ年齢の拡大、予算や意見等の聴取の有無について改めて整理いただきたい。

(2) 結 果

○継続審議とする。

以 上

2 津久井総合事務所周辺公共施設再整備事業について

【緑区役所区政策課、津久井まちづくりセンター】

(1) 主な意見等

- (総務局長) 土砂災害警戒区域内に合同庁舎を再編・建設予定であるということが気にかかる。イエローゾーンだからといって災害リスクが少ないわけではないし、現状はイエローゾーンでも、今後の状況次第で指定変更が行われる可能性がある。そこにあえて公共施設を作る以上は相応の対策が必要である。ハザード対策に莫大な費用がかかり、建設工事費が増額している事例もあると聞くと、どのように考えているか。
 - (緑区役所区政策課長) 神奈川県へ確認した所によると、100年に1度クラスの大雨により該当地に土石流が到達した場合の被害想定は高さ20cm程度で、一般的な木造住宅でも家屋倒壊にはつながらない程度とのことだった。しかしながら、近年、想定外の大規模災害が増えてきていることから、レッドゾーンでの建築行為を参考に対策を取る方向で検討を進めている。具体的な積算等は今後進めていくが、費用はそこまで多額にはならないと考えている。
 - (総務局長) 想定外の大規模災害が増えているので、市民の方の不安を少しでも減らせるように様々な対応を検討してほしい。
- (総合政策・地方創生担当部長) 資料10ページの見直し後の従来手法を想定したスケジュールでは、令和7年度後半部分が空白になっている。予算要求のタイミングなどもあると思うが、スケジュールの短縮のためにもこういった部分で何か工夫ができないか。
 - (緑区役所区政策課長) 庁内検討等もあるので実際は空白というわけではないが、極力前倒しで進めていきたい。
 - (総合政策・地方創生担当部長) 今回は、令和6年度中に基本計画の策定が完了せず、半年程度スケジュールが遅延しただけでなく、様々な事情により更に3年延びてしまうことが論点となっている。スケジュールの設定にはある程度余裕を持たせていると思うので、別途、考える限りでの最短スケジュールを示すことはできないか。
 - (緑区役所区政策課長) 理論上の最短スケジュールを示すことは可能だが、実際にそのとおり進むかは不明である。一度スケジュール延長をお認めいただいた後、うまくいかなかったので再度延長するというのは説明が難しいと考えている。
- (財政担当部長) 再編後の津久井総合事務所に持たせる予定の機能は資料3ページのとおりか。現在津久井総合事務所周辺に点在している機能を集約するというのが基本的な方向なのだと思うが、あわせてより大きな視点での機能の整理や取捨選択の必要があるのではないか。
 - (アセットマネジメント推進課長) 別途、藤野と相模湖の総合事務所の在り方に関する議論も始めたため、それぞれの考え方も踏まえた形で在り方としてまとめていきたいと考えている。
 - (緑区役所区政策課長) 基本構想の策定経過において、今後も津久井総合事務所を維持していくという前提のもと、一定程度機能の整理は行われているという認識である。津久井地域全体を見据えての機能の検討についても別途着手しているので、手戻りや重複がないようにしたい。
- (財政担当部長) このタイミングで藤野総合事務所と相模湖総合事務所の在り方検討を始めたのは、そちらで整理した考え方を津久井総合事務所の検討に反映させるためか。
 - (緑区役所区政策課長) 津久井総合事務所の機能整理は一旦完了しているという認識のため、別個で検討を進める。
 - (財政担当部長) 機能整理が終わっているという根拠はあるのか。
 - (政策課長) ある程度の機能については基本構想で定めており、策定当時は不明瞭だった西メディカルセンターの扱いについても今般整理がついた。
- (市長公室長) 本件は継続審議としたい。現状、スケジュールの話に終始してしまっているため、市長と所管副市長に別途審議内容について説明し、了解を得たうえで、改めて審議を行ったほうがよい。

- （財政局長）当初想定していたスケジュールの詳細をわかりやすく示してもらいたい。何をどのように積み上げた結果、こういったスケジュールになっていたのかを改めて示した方がよい。

(2) 結 果

- 継続審議とする。

以 上